

第 8 1 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 20 年 1 月 30 日 (水) 18:00～21:30
場 所 西宮市大学交流センター 講義室 1
出席者 (委員) 松本 (誠)、川谷、長峯、岡田、佐々木、中川、村岡、草薙、谷田、土谷
(河川管理者) 田中、松本、渡邊、前川、長尾、前田、植田、岩間、合田
(事務局) 木本、平塚

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備基本方針 (案) の策定状況について

県より、河川整備基本方針に係る現在の状況について平成 19 年度第 3 回河川審議会資料 (武庫川開
運) および資料 1～2-4 により報告があり、以下のことを確認した。

- ① パブリック・コメント (以下、パブコメ) の結果の公表、基本方針の周知について、具体的な手
法を検討し、次回運営委員会に報告することを要請する。

(主な意見等)

- Q1 資料 1 の⑤の、「住民と関係機関と連携した水防活動の強化」について本文を修正しない
とのことだが、水防活動に対して住民は関わらなくてよいのか。またどこが水防担当なのか。
(委員)
- A1 武庫川において水災時は、市の消防機関が水防活動を実施し、住民は速やかに避難するこ
とが基本と考える。(県)
- Q2 この件について、原案に修正補強意見を出された村本会長の意見は。(委員)
- A2 了解された。(県)
- Q3 河川審議会で問題提起され、断る理由がこれでいいのか。(委員)
- A3 水防法でやむを得ない必要がある場合は、住民を水防に従事させることができるとなって
おり、そのことを否定するつもりはないが、基本的に住民は速やかに避難することから、基
本方針の中に特記する必要はないと考える。(県)
- Q4 基本方針の取り扱いはどうなっているのか。年内に同意申請という話だったが、国への
手続きは。(委員)
- A4 内部決裁が終われば国に同意申請する。(県)
- Q5 その後のスケジュールは。基本方針の告示はいつごろか。(委員)
- A5 国の同意がおりれば、告示する。しかし国がいつ同意してくれるかは未定である。ただし、
国に申請する段階で内容は、ほぼ確定していると考えます。
その後、整備局と整備計画を協議していく。整備局には事前に基本方針の状況報告をして
いる。(県)
- Q6 内部決裁はいつごろか。(委員)
- A6 来週中には決裁されると思う。(県)
- Q7 県民への告知はいつごろになるのか。(委員)
- A7 分からない。国の同意がおりれば県の公報で告示する。(県)
- Q8 県民への周知はどうするのか。(委員)
- A8 他の水系と同様であれば公報による告示のみ。(県)
- Q9 県の公報だけでは不十分ではないか。(委員)
- A9 あとホームページでも公表する予定。(県)
- Q10 パブコメ資料を「武庫川の治水を考える連絡協議会」で説明したところ、その資料を配付
して欲しいとの意見が多かった。流域委員会が開催されるのであれば、配付して欲しいとの
意見が多かった。(委員)

A10 パブコメの実施要綱上は、パブコメの結果は基本方針について国の同意を得てから県のホームページで公表することになっている。

なお、この資料は、河川審議会資料として既に県民情報センターで公表している。(県)

Q11 パブコメ資料が欲しいという人に対して、それで十分と考えているのか。パブコメは住民が公けの手続きに基づいて提出したものである。自分の意見がどのように反映されたのか、またどのような理由で反映されなかったのか結果を見たいのは当然である。公表がホームページだけでいいかよく考えて欲しい。(委員)

A11 パブコメ結果の公表については、手続き上の話しを含めて担当課に確認する。(県)

Q12 パブコメの実施要綱は最小限の基準を示したもので、パブコメ結果の公表時期は、国の同意を得てからでしかできないとは決まっていはいはず。参画と協働のモデルとして取り組んでいる武庫川づくりでは、パブコメの取り扱いももっと前向きに考えて欲しい。(委員)

A12 パブコメ意見を整理した河川審議会資料はオープンになっている。ただし、行政が資料のコピーを配布するというのは情報公開請求への対応とのバランスを考えると難しい。(県)

Q13 千種川では基本方針のリーフレットを流域内市町の全戸に配布した。公表だけではなく、周知する事が大切である。公報やホームページは最低限のこと。周知は住民参加の川づくりを進めるうえで最低限必要なことである。(委員)

A13 全戸配布は無理である。リーフレットの作成や県民だより基本方針の要旨やアドレス、閲覧場所を掲載するなどの周知が考えられる。(県)

・周知の手法についてはよく考えて欲しい。興味がある人だけでなく、誰でも自然に見られるようにしてもらいたい。(委員)

2 武庫川峡谷環境調査の実施状況について

県より、本日の資料3について説明があり、以下のことを確認した。

① 県が実施している武庫川峡谷環境調査について、“県が勝手に実施しているもの”としているが、本当にそれで良いのか、委員会としてのスタンスをこれまでどおりとするかどうか再整理が必要であり、今後の運営委員会の宿題とする。

② 県としては、武庫川峡谷環境調査について、ある程度まとまった段階で中間報告をする。

(主な意見等)

Q1 実施したヒアリングの内容はどのようなものか。(委員)

A1 ヒアリング結果は、データも確認しながら今後検討していく必要があるので今は説明できない。武庫川峡谷環境調査の取りまとめの中で説明したいと考えている。(県)

Q2 調査内容等についての専門家の見解を見てみたい。今後も経過報告みたいに適宜報告して欲しい。重要な部分は節目、節目に報告して欲しい。まず専門家がどう感じているかを知りたい。そして県が専門家の意見に対してどう対応しているかを知りたい。整備計画の原案提示の段階でいきなり全部だされても困る。(委員)

A2 ある程度まとまった段階で中間報告させていただく。(県)

・この調査の位置付けについては既に流域委員会で確認しているはず。県の調査について委員会がとやかく言うものではなかったはず。中間報告の持つ意味が分からない。県はこの調査を整備計画に必要なものと判断し、自信を持ってやっていると理解している。途中のヒアリング内容まで報告が必要なのか。新たな調査内容を言うために中間報告が必要とも聞こえるが、それは委員会が言うことではないはず。(委員)

・H21.9に向けて環境調査の実施状況を共有しておくことを考えている。よって適宜、運営委員会に資料3の内容をその時点で修正した上で報告し、情報を共有しておきたい。(県)

・流域委員会の8月提言の段階では時間切れで十分精査できないまま、具体の検討を県に委ねた部分が少なからずある。したがって整備計画策定の過程で、その調査・検討状況はこれからも運営委員会で順次報告してもらい、協議しておく必要がある。しかし、峡谷の環境調査は新規ダムを

前提とした県独自の調査であり、県の責任で行っているものであるという見解を委員会ではまとめてきたので、状況変化の中で委員会としてスタンスを再整理する必要があるかどうかの検討が必要かもしれない。（委員）

3 水文データの公開状況について

本日の資料4および資料5-2を踏まえて、協議を行った。

(主な意見等)

- ・ 雨量、水位などの治水に関するデータだけでなく、利水、環境に関する情報（水道の供給状況、原水・浄水、公共用水域の水質、下水処理水の水質）を共有できるようにすべきである。ある委員から、昨年12月に武庫川で断流が発生しているらしいということと、河川の濁水状況を住民に知らせる体制になっていないのではないかという話を聞いた。（委員）
- ・ 流況、水質に関する過去20年間のデータは、基本方針の資料に添付しており、これまで同様の委員からの資料請求についても対応してきている。また、公共用水域の水質については、県民情報センターで公開している。（県）
- ・ 一般住民がそれらのデータにアクセスする方法を教えて欲しい。また、オンタイムの水質データも欲しい。（委員）
- ・ オンタイムで提供できる水質データは限定されるのではないか。（県）
- ・ 昨年12月に武庫川で断流が発生しているらしいということを知り、12/3に現地を調査したが、たまたま、その時降雨があったのでその事実は確認できなかった。なお、生瀬地点での流量は1m³/s程度であった。（県）
- ・ 12/5に現地を調査したが、断流は発生していなかった。瓦木ポンプ場からの放流があるため、断流を免れたのではないか。1号床止めから上流の流量は少なくなっており、3号床止めでは魚道にしか水が流れていない状況であった。（委員）
- ・ 断流騒ぎがあった時期、下流は一面砂浜の状態だった。こんなときにこそ、県は河床の粗度係数などを調査する絶好のチャンス。日ごろ川の状況を見つめている住民の通報にもとづいて、腰を上げるようなコラボレーションの姿勢が欲しい。（委員）
- ・ 12/3に現地を歩いたが、断流の事実は確認できなかった。付近の釣り具店、渡船の関係者に聞き取りを行ったが、断流していたとの情報は得られなかった。目視では、濁り、油の残留も認められなかった。（委員）
- ・ 濁水に関して河川法でも記述があることから、河川管理者も断流発生に関心を持つべきではないか。（委員）
- ・ 正常流量確保のためのダムの容量は無い*という話があったが、利水、環境面での担保づくりのため、どのように調査、観測を行うかの具体策を、河川整備計画策定段階で検討すべきではないか。その検討のため、委員会の場を活用してはどうか。（委員）

*正常流量は維持流量と水利流量の双方を満たす流量である。武庫川では水利流量を維持するために青野ダムに不特定容量が確保されている。

4 その他

その他の項目について協議を行い、それぞれ以下のことを確認した。

- ① 既存ダムの治水活用、水道の広域融通の検討状況について
 - ・ 県は、次回運営委員会で、どのような項目、枠組みで検討を進めているのか、説明する。
- ② 今後の協議の進め方について
 - ・ 県は、次回運営委員会で、河川整備計画策定にかかる検討の枠組みやスケジュールを説明する。
- ③ 流域連携に関する県の取り組み方針について
 - ・ 流域連携に関するイベント等を案内することとし、県関係職員の参加を要請した。

④ 「武庫川づくりと流域連携を進める会」の活動状況の委員会機関紙（ニュースレター）への掲載について

- ・ 「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、流域委員会活動と一線を画した活動であり、委員会が提言した流域連携の助走づくりとして流域委員多数と流域住民が一緒になって手弁当で活動しているものである。
- ・ 同会の活動状況を委員会機関紙（ニュースレター）へ掲載することについては、流域連携が進むのを支援するために、同会が開催するイベントの案内や関連する活動の情報も可能なかぎり掲載していくことで合意していたが、運営委員会終了後、この合意について以下のとおり委員会と県とで見解の相違が生じたため、次回運営委員会で引き続き協議する。

委員会の意見：委員会の8月提言や基本方針の趣旨から、流域連携が進むのを支援するために、同会が開催するイベントの案内や関連する活動の情報等も可能なかぎり掲載していくのは当然である。

県の意見：委員会機関紙発刊の趣旨や他の団体の兼ね合いから判断して、同会の活動報告記載は趣旨にそぐわないが、同会が開催するイベント等の案内程度の情報は可能と思われる。

⑤ 今後の運営委員会開催について

- ・ 整備計画の策定状況についての報告と意見交換等のために、原則として1. 5—2ヶ月に1回程度のペースで開催する。次回は3月をメドに開催する。

(主な意見等)

- ・ 既存ダム活用について、千苅ダム、丸山ダム、青野ダムを対象として、水道管理者と協議している。利水容量の治水転用にあたって、代替水源の確保、水道料金差等が課題となっており、水道事業へ影響を与えない範囲での治水転用可能性を検討中である。広域水融通についても水道事業者と協議中であり、内容の報告は調整が完了した後となる。(県)
- ・ 既存ダムの治水活用について、どういう協議を、何時、何回行ったのか、経過を報告して欲しい。(委員)
- ・ 既存ダムの治水転用可能性については、現在、水道事業者が検討中のため、報告する段階でない。(県)
- ・ 委員会は、既存ダムの治水活用について、河川整備計画レベルでは治水転用を考えるべきとは言っていない。湧水リスク、空振りなどどういう枠組みでどのように協議しているのかわからない。提言していることについて、どの程度検討しているのか報告すべきである。(委員)
- ・ 既存ダムについては活用法として、治水転用、事前放流、予備放流のケースで検討している。(県)
- ・ 既存ダム活用について、どのようなスキームで検討し、提言の趣旨を生かす協議を進めていくのか、その枠組みを詳しく次回運営委員会で示すこと。(委員)
- ・ 武庫川対策室会議を2/13に開催し、河川整備計画策定に向けての作業について協議する予定である。その内容も踏まえて、3月中にはスケジュール、スキームを検討していきたい。(県)
- ・ 検討の枠組み等を次回運営委員会で示すこと。(委員)
- ・ 庁内での検討スキームだけでなく、県と委員会との協議に関する枠組みを示すべきである。提言には書いていない意見など、委員会に確認したいことがあるはずである。(委員)
- ・ 提言は、河川整備基本方針だけでなく河川整備計画の内容を含んでいる。更に本委員会を開催してまで、さらに委員会の意見をきくことは考えていない。(県)
- ・ 河川整備計画策定過程で意見を聞くパートナーは流域委員会だけのはずである。検討の枠組みは提言でも書いたが、時間切れで書ききれない項目もある。河川整備計画策定過程でどのように委員会と協議していくのか示すべきである。(委員)

Q1 流域連携に関しては詳細、具体的に提言書にまとめ、基本方針の答申書でも重ねて重要性を指摘した。知事との話でも、流域連携は委員会や住民の役割が大事であることが確認され、委員会にその役割を期待された。武庫川のガイドブック作成などは、資金は土木から支出するにしてもその窓口は県民局等と連携して実施したほうが良いということまで話されている。しかし、武庫川の流域連携活動については、県の腰が重い。流域連携を進める会がミニシンポや交流会などを開催しているが県の担当職員の顔が見えない。揖保川、千種川など他の河川のように、なぜ武庫川では行政が流域連携の取り組みである「武庫川づくりと流域連携を進める会」などに参画しないのか。(委員)

A1 「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、委員会とは別のボランティアの立場として実施しているのではないかと。県に、個人としての参画を求めているのか、行政としての参画を求めているのか。(県)

Q2 流域連携については、提言書にも書いた。個人、行政のどちらの立場として参画するかは県が考えるべきことである。県は流域連携に関してやる気がないのではないかと。(委員)

A2 どういう点をもって「やる気がない」と言われているかわからない。流域連携の必要性は認めるが、現時点での参画は無理である。(県)

Q3 「武庫川づくりと流域連携を進める会」の取り組みは、委員会とは切り離して実施しているのではなかったか。(県)

A3 その通りである。委員が自発的に実施している。(委員)

- ・ 県は、(流域連携より)河川整備計画策定を最優先で実施しているという認識でよいか。このことを委員会機関紙に書くがよいか。行政として参画できないのか。(委員)
- ・ 会では、なぜ行政が出席しないのかという意見が出ている。(委員)
- ・ 行政としてやれることと、やれないことがある。(県)
- ・ では、個人レベルでも参画できないか。できないと言うなら、そのように委員会機関紙に書くことになるが、それでいいのか?(委員)
- ・ 淀川でも揖保川でも、千種川でも、行政が関わったり主催したりして川への関心を高める催しを実施している。流域連携は重要でないと考えているのか。(委員)
- ・ 流域連携については、基本的には住民が主体となって実施すべきことである。個人としてなら構わないが、行政として関わるべきではないと考えている。(県)
- ・ 県の業務として関わること、関われないことの峻別が必要であることは了解した。ただ、県の職員も流域に住む住民であり、武庫川づくりを仕事にしている以上、個人として流域連携にかかわる活動に参加することは重要であるということについて、県は否定しなかった。今後とも会のイベント等を案内するので、参加する姿勢を見せることを要請する。(委員)
- ・ 委員会機関紙であるニューズレターに、今後とも「武庫川づくりと流域連携を進める会」の取り組みを掲載していきたい。(委員)
- ・ ニューズレターに関する契約は3月末で一旦切れる。改めて契約ができるまでの間は、ニューズレター発行はできない。また、ニューズレターは流域委員会の報告を掲載するためのものである。任意の団体である会の案内ならともかく、特定の団体行事を中心に掲載することは、他の団体との関係もあり、問題がある。(県)
- ・ ニューズレターはあくまで委員会の機関紙であり、全体委員会の休会中も整備計画策定過程や委員会の動き、積み残しの委員会報告等の情報提供を続けていく必要がある。そのための費用は、委員会が存続しているかぎり確保されているものとする。流域連携は武庫川づくりの重要な活動であり、提言した流域連携会議等がスタートするまでの助走を、委員会の委員が手弁当で取り組んでいるのが流域連携を進める会である。そうした活動についても情報提供していくことは大事である。(委員)

◆ 第81回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

資料1 平成19年度第3回兵庫県河川審議会で審議された河川整備基本方針（案）の修正検討を要する事項

資料2-1 武庫川水系河川整備基本方針（案）

資料2-2 武庫川水系河川整備基本方針 流域及び河川の概要に関する資料（案）

資料2-3 武庫川水系河川整備基本方針 治水に関する資料（案）

資料2-4 武庫川水系河川整備基本方針 利水に関する資料（案）

資料3 武庫川峡谷環境調査の実施状況

資料4 水文データの現況

（委員からの意見書）

資料5-1 河川審議会傍聴報告（伊藤委員）

資料5-2 武庫川の流量把握とその対策について（伊藤委員）

第82回運営委員会の協議状況

日時 平成20年4月4日(金) 13:00~17:00
場所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室
出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、佐々木、谷田、田村、土谷、中川、
酒井
(河川管理者) 松本、古高、林、杉浦、長田、川野、長尾、前田、吹田、吉栖、岩間、松井、伊藤、
平塚

内容(協議結果)

1 河川管理者と事務局について

県より、資料7について説明があり、以下のことを確認した。

- ①武庫川流域委員会には、委員会に直属した事務局を設けていない。今後も、武庫川企画調整課が事務局と河川管理者の担当部署を兼務する。
- ②今後作成する行政出席者名簿については、河川管理者と事務局を分離して表示せず、河川管理者として一括りで表示する。

(主な意見等)

- ・ 行政出席者名簿には「事務局」と「河川管理者」を分離して表示しているが、実態は、武庫川企画調整課が「事務局」と「河川管理者」という2つの顔を持って対応している。名簿が実態と合っておらず、誤解を招く恐れがある。(委員)
- ・ 淀川流域委員会では、事務局を委員会に帰属させ第三者である民間コンサルタントに委ねている。武庫川では、準備会議で議論したが経費の関係で、河川管理者の担当部署が事務局を兼務することとなった。武庫川流域委員会は第三者機関としては画期的な位置づけと運営を行っているが、委員会に直属する事務局がないという点では精彩を減じることになる。(委員)
- ・ 委員会運営に関わる具体的な事項については、運営委員会で協議し合意形成を図っている。委員会と河川管理者の二人三脚で委員会運営を行う他の水系にはない先行モデルである。(委員)
- ・ 事務局の役割は、中立の立場を守りながら委員会運営を行うことである。これまで、河川管理者は、委員会の要求通りに会議を開き、また必要な資料も揃えている。現状の体制で委員会運営には大きな支障をきたしていないと考える。(委員)
- ・ 要綱上「事務局は武庫川企画調整課と宝塚土木事務所が行う」としており、河川管理者の担当部署全員が事務局である。(県)
- ・ 委員会と河川管理者では視野の幅が異なるため、委員自らが資料作成に取り組む必要に迫られるなど、資料作成では随分と苦勞した。(委員)
- ・ 資料作成の話は、事務局としての対応でなく、河川管理者と委員会側との折衝の中で決めてきたもので、別の話である。(委員)

2 パブコメの結果公表及び基本方針の周知について

県より、資料2について説明があり、資料2の記載どおりに公表・周知を進めることを確認した。

(主な意見等)

- Q1 基本方針の国交省同意はいつごろになるのか？ また、申請から同意には、通常どのくらいの期間がかかるのか(委員)
- A1 いつごろに同意をもらえるか分からない。1年オーダーの期間がかかっているケースもあり、一概には言えない。国交省には、随時、同意の手続きを早めていただくよう、お願い

している（県）。

- ・基本方針案の審議を時間的にせかされて、かなり無理な日程で審議してきたのに、そのあとの展開がいつになるかも分からないのでは納得しにくい。内容的には審議過程で国とも細かいすり合わせをしてきているのだから、手続きはともかく、県民への周知を急ぐべきだ。（委員）
- ・“県民だよりひょうご”による周知にあたっては、アピールの仕方を工夫して欲しい。特に、掲載時期については、県政全体を俯瞰して、大きな記事で取り上げてもらえるよう、細かな配慮をして欲しい。（委員）
- ・パブコメ結果等の資料をホームページ“みんなで作る明日の武庫川”（阪神北県民局）にアップしているとのことだが、このホームページへのアクセスがわかりにくい。武庫川流域委員会のホームページから“みんなで作る明日の武庫川”にリンクを貼って欲しい。（委員）→速やかに対応する（県）

3 流域対策、既存ダム of 治水活用に関する検討状況、生物環境に関する2つの原則について

県より、資料3, 4, 5について説明があり、以下の点を確認した。

①流域対策について

- ・基準地点だけではなく、地先に対する治水効果も説明できるよう検討する。
- ・流域対策を効果的に進めるための制度整備について引き続き検討する。

②既存ダムの治水活用について

- ・次回の運営委員会で、県は具体的な検討内容が分かる資料を、報告できる範囲で提供する。

③生物環境に関する2つの原則について

- ・今年度の上半期に2つの原則の検討マニュアルができた段階で、運営委員会に説明する。

(主な意見等)

①流域対策について

- ・Q1 「ため池貯留の補助事業採択に向けた検討」とは何か。（委員）
- ・A1 農水省の新規補助モデル事業の1つで、ため池に一定の治水機能を持たせようというもの。要綱については、現在、農水省と財務省が協議中であり詳細は未定。検討というよりは国の動向調査という意味である。（県）
- ・Q2 「詳細測量の実施」とは何か。（委員）
- ・A2 現在行っているものは、標準設計やマニュアル作成のためのサンプル調査である。（県）
- ・対象施設については、最後にまとめて報告するのではなく、箇所が決まり次第、随時報告して欲しい。個別具体の実施箇所を教えてもらえれば、実現に向けた具体的な議論ができる。（委員）
- ・「様々な降雨での治水効果の検討」については、是非とも実施していただきたい。地先に対してどういうメリットがあるのかを説明することが、住民の理解を得る上で重要である。（委員）
- ・農水省の補助要綱が決まらないことを理由に、整備計画にため池貯留を位置付けられないということがないように、農林部局とはこれまで以上の連携・調整を行うべきである。（委員）
- ・現行の制度にとらわれていては、流域対策を効果的に進めることはできない。そのための制度を考えるのが行政の役割である。（委員）

②既存ダムの治水活用について

- ・委員会が提言書をまとめる過程では、時間不足もあり、具体の検討は行政に委ねてきた経緯がある。したがって、県は検討経緯と内容をもっと具体的に報告、説明するべきである。これでは2年前の状況と変わっていない。（委員）
- ・「現況の整理」であればある程度は報告できるはず。提言書作成時には、かなりの現況データを揃えて協議を重ねてきた。そのデータに変更があるのであれば、教えて欲しい。（委員）
- ・現況データについて詳しい情報が欲しい。そうすれば、独自に研究もできる。（委員）

③生物環境に関する2つの原則について

- ・ Q1 この原則により保全・再生するのは、現状の環境かそれとも昔の本来の環境か。(委員)
- ・ A1 あくまで現状の環境を守ろうとするものであり、過去の環境まで再生するものではない。この原則は「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果があつて、初めて運用できるもの。(県)
- ・ Q2 基本方針では新たな環境の創造を目標としており、現況維持ということではないのではないか。例えばアユ等の移動の連続性を改善することなどが目標ではないか。(委員)
- ・ A2 あくまで環境の2原則は現況の環境を維持するためのものであり、そういった課題は原則とは別に対応していく。(県)
- ・ 「ひょうごの川・自然環境調査」は平成15年度時点の情報であり、現況の環境を維持すると言つてはいけない。平成15年度時点の環境を維持することは、あくまでも「最低の基準」と捉えるべきであり、目標はさらなる向上をめざすことでなければならない。(委員)
- ・ 共通認識として、原則は最低限クリアすべき水準であり、その上によりよい環境を再生するという目標があるということであればよい。(委員)
- ・ 「現在地の環境収容力を高める」ことの具体の意味について、整理して説明をすること。(委員)
- ・ 検討状況がブラックボックスにならないよう、どのような専門家を選んで、どのような議論を行ったかを明らかにすること。(委員)

4 土木工事等の自然環境配慮について

伊藤委員から「土木工事等の自然環境配慮について」の資料説明があり、以下の点を確認した。

- ・ 県は関係部局や市などとの横の連携を強化して、貴重な環境が失われることのないよう適切な情報提供を行う。

5 整備計画作成スケジュールについて

県より、資料1について説明があり、以下の点を確認した。

- ・ 個々の作業スケジュールについて、もう少し具体性のある作業計画を説明することが必要であり、次回にはさらに詳細な説明を行う。
- ・ 中川委員より提案のあった「危機管理対策の検討」について、次回の運営委員会で改めて議論する。
- ・ この資料では各項目で何をいつまでに検討するのかが分からない。(委員)

6 ニュースレターへの「武庫川づくりと流域連携を進める会」活動状況の掲載について

県より、資料6について説明があり、以下の点を確認した。

- ・ 次回の運営委員会で、流域連携を進める上での県の考え方と県の役割分担を具体的に示し、それを踏まえて改めて議論する。
- ・ 県が流域連携に率先して取り組むのであれば問題ないが、余力、ノウハウがないということで、委員有志と流域住民が連携して組織を立ち上げて活動しているのに、なぜもっとサポートをできないのか。知事も流域連携の必要性は認めているではないか。(委員)
- ・ 流域連携については、企業、住民、行政が役割分担をして進めていく必要がある。まずは役割分担をはっきりさせる必要がある。(県)
- ・ 森林部局は助成金などにより、団体を育てて、活動をサポートしている。それに比べて河川については、県は何もしていない。県によるもっと強い誘導が必要である。(委員)

7 その他

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

6月10日（火）18:00～

◆ 第8 2回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

資料1 武庫川水系河川整備計画（案）作成スケジュール 案

資料2 パブコメの結果公表及び基本方針の周知について

資料3 流域対策の検討状況

資料4 既存ダムの治水活用検討状況

資料5 武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則について

資料6 ニュースレターへの「武庫川づくりと流域連携を進める会」活動状況の掲載について

資料7 河川管理者と事務局

資料8 4月の人事異動に伴う武庫川に係る職員の異動について

資料9 住民からの意見書（武庫川流域委員会への再提言）

（委員からの資料）

武庫川峡谷の貴重種の保護について（伊藤委員）

危機管理対策の検討について（提案）（中川委員）

第83回運営委員会の協議状況

日時 平成20年6月10日(火) 18:00~21:45
場所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室
出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、川谷、村岡、長峯、伊藤、岡田、加藤、草薙、佐々木、田村、土谷、
中川、酒井
(河川管理者) 松本、森口、林、古高、杉浦、長田、川野、長尾、前田、吹田、吉栖、岩間、松井、
伊藤、平塚

内容(協議結果)

1 河川整備計画策定スケジュールについて

県より、資料1について説明があり、以下のことを確認した。

- ① 運営委員会での県からの報告事項に対して、委員は意見を述べ、議論は行うが、委員会としての意思決定は行わない。(意思決定につながる審議とはしない)
- ② 運営委員会で報告を行う整備計画策定に関する資料は原則公開とするが、各関係機関との協議や資料の内容を踏まえ、個別に公開の可否を判断するものとする。

(主な意見等)

- ・ 委員会での整備計画原案審議が21年9月から半年しかない中で、それまでの間の情報公開、共有の方法を委員会としてどう考えるか。運営委員会は非公開であり、そこでの情報は委員だけしか知らないことになる。(委員)
- ・ これまでの運営委員会資料は、資料の内容にもよるが原則としてホームページに掲載している。今後、運営委員会で報告を行う資料は整備計画策定の検討過程のものであり、そのまま公開した場合、一般の人に対して誤解を招く恐れがあるため、公開はしないと考えている。基本方針策定の時も、総合治水WTの資料は公開していない。(県)
- ・ 報告の内容をどこまで公開するのか整理が必要である。一般の人への情報の出し方をどう考えているのか。(委員)
- ・ 県のスタンスとして、計画策定段階から参画と協働を貫くべきである。ビジョン委員会などはそうしている。例外的に資料を公開しないのは認めるとしても、原則は公開のはずだ。(委員)
- ・ 検討中のものとそうでないものを、きれいに割り切れるか。適宜、本委員会を開催して情報を公開すべきであるが県は予算的な問題を理由に(全体会議を)開くことについて難色を示している。(委員)
- ・ 以前のWTとは違い、現在の運営委員会は「全体委員会休会中は運営委員会に全権を委任する」という決定に基づいて開催しており、限りなく本委員会に近い。そうした認識のもとに、情報共有をどうするか考えなければいけない。(委員)
- ・ 情報共有の考え方としては、①運営委員会の位置付けの変化、②資料の共有、③議論の共有が大事だ。①については、委員の中でも共有できていないのではないかと。③は要約議事録をもう少し丁寧にするとも考えられる。(委員)
- ・ 本委員会休会中は、運営委員会が全権委任されている。要約議事録についても、本文とは別に個別テーマについての補足資料が必要であり、補強することが必要である。(委員)
- ・ 運営委員会での報告事項の位置付けが分からない。どこで、どういった議論をするのか。運営委員会で報告を受けて、審議して結論まで出すのか。報告事項を受けてどうしようとするのか予め決めておくことが必要ではないか。(委員)
- ・ 委員会での議論は原案提示後の9月以降であり、報告事項に対する運営委員会での意見は参考とし、原案に反映する考えである。(県)
- ・ 報告を聞くだけでは意味が無い。報告内容が8月提言の趣旨に合致しているかどうかを判断し、意見を出す。委員会としての意思決定ではないが、それに対して県も意見を言い、原案作成の参考にすること。この作業を繰り返しておくこと、原案ができてからの審議がスムーズになるはずである(委員)
- ・ 意見(議論)と審議が使い分けられるのか。委員会が来年9月に密室審議をしたと言われかねない。(委員)

- ・ 委員会としては、県に対して整備計画検討段階の断片的な報告を求めている。運営委員会は全権委任されているが、意思決定の場ではない。断片的な報告では審議できない。(委員)
- ・ 審議は意思決定が必要であるが、報告に対する意見は、議論を行うが意思決定につながるわけではなく、途中経過のプロセスである。(委員)
- ・ 報告事項は1～5までしかないが、例えば整備計画の項目の「河川環境の整備と保全」については説明がないのか。(委員)
- ・ 報告事項5の「2つの原則に基づく検討」の中で報告する。(県)

2 減災対策について

県より、資料2、参考資料6、7について説明があり、以下のことを確認した。

本日の協議を踏まえ、更に具体化した案について、次回運営委員会で協議する。

(主な意見等)

Q1 参考資料6、7はどこが作成したのか。

A1 河川整備課だけではなく農林も含めた横断的組織の治山・治水対策室で作成したものである。(県)

Q2 武庫川流域治山・治水アクションプログラム(以下AP)が10月に出来、それを叩き台として議論するということだが、何故、策定前から見直さないのか。(委員)

A2 APは県下一律地域ごとにハード対策、ソフト対策について策定する。整備計画が策定できていない武庫川は現計画をとりあえず載せることになる。よって整備計画が策定されればAPを見直すことになる。(県)

Q3 この勉強会は、実質的に下流4市の減災対策をレベルアップさせるツールとして考えているのか。(委員)

A3 そのとおりである。(県)

Q4 ハザードマップが土俵になるのか。内水は関係ないのか。(委員)

A4 超過洪水がまず対象だが、H.W.L以下の水位での洪水も対象になる。内水ポンプの調整等は関係してくる。(県)

Q5 この勉強会での検討項目はソフト対策のみだが、提言では堤防強化も言っている。これは対象外なのか。(委員)

A5 この勉強会は河川部局だけでなく防災部局も入った横断的な内容を検討する場である。堤防強化は、河川部局単独でも検討できる議題であり、「整備計画策定スケジュール」で説明した運営委員会報告事項の中に含まれている。(県)

Q6 22年3月に答申となっているが、このようなタリミットを設定した理由はあるのか。(委員)

A6 22年7月に国へ同意申請したいと考えている。1年でも早く事業実施に入ることを考えると国への概算要望(7月)までに整備計画の同意申請をすれば翌年度から事業実施できる。(県)

Q7 そのスケジュールは県が設定した目標か。(委員)

A7 そのとおりである。このスケジュールは既に記者発表資料やパンフにも記載し、公表しているものである。(県)

- ・ 対象範囲が下流4市だが、減災という観点ならもっと上流の山、田んぼ、ため池を含めた広い範囲で考えるべきではないか。(委員)

- ・ 減災対策をハードとソフトにきっちり分けることができるのか。(委員)

- ・ 勉強会に委員とは別に専門委員を招聘してはどうか。(委員)

- ・ 都市計画、まちづくり、土地利用誘導対策などももう少し検討項目を広げるべきではないか。(委員)

- ・ 「整備計画策定スケジュール」の“勉強会”の列と“県民広報”の列のつながりが無い。これをつなぐ手段として、公開の勉強会も併せて検討する必要がある。県民への広報は出来上がったものよりも、そのプロセスが大切である。(委員)

3 既存ダム活用について

県より、既存ダム活用の検討内容(資料3)と、西宮市の川上ダム撤退(参考資料5)について説明があった。

(主な意見等)

- Q1 資料 3 上の表では、計画給水量は見直した値か。水余り現象を踏まえた考察が必要ではないか。
(委員)
- A1 計画給水量については、現時点の量で見直していない数字である。水余りについては、今後検討していく予定である。(県)
- Q2 目標年次が近すぎるのではないか。(委員)
- A2 検討は現状を整理して、これを踏まえての検討から開始したい。将来予測は人口動態等を踏まえるため、不確定要素が多い。(県)
- ・ 渇水に対しても減災・防災の面から考えるべきである。(委員)
 - ・ 8 月提言に盛り込まれた趣旨をもう一度理解して欲しい。利水者の理屈だけを聞いていたのでは検討が前に進まない。水需給の緩和や渇水対策についても広域的自治体である県や、委員会等が提言した考え方を否定できるのかという観点から議論して欲しい。(委員)

4 流域連携について

県より、資料 4 について説明があり、以下のことを確認した。

次回の運営委員会で、資料 5 (委員からの意見書) に対する河川管理者の具体的な考え方を示し、それを踏まえて改めて協議する。

(主な意見等)

- ・ 県の姿勢は冷たいと感じた。(委員)
- ・ 流域での活動団体の情報を、河川を軸として把握したうえで支援してほしい。(委員)
- ・ これまでに流域で行われた活動に対する河川管理者の関わり方に疑問がある。(委員)
- ・ 県が財政的に苦しいのは理解している。(委員)
- ・ 国土交通省は加古川や揖保川などの一級河川で、河川管理者自らが川への親水活動や川に親しむイベントを開催したり、住民との連携に中心的な役割を果たしている。兵庫県でも千種川など他の河川では積極的に取り組んでいるのに、武庫川ではなぜ流域連携に取り組むのを躊躇しているのか?(委員)

5 その他

(1) 県より、前回運営委員会で宿題となった事項について報告があった。

① 武庫川峡谷における貴重種の保全について(口頭説明)

- ・ 県から関係市に対して、貴重種情報を提供するとともに、工事を行う際に配慮を求めた旨の報告があった。

② パブコメ結果のHP 報告について(参考資料 2)

③ 武庫川づくり問答集について(参考資料 3)

- ・ 「武庫川流域委員会」のホームページからもアクセスできるよう、同ページへのリンクを設置する。

(2) 県より、松本委員長との事前協議(6/3)において追加的な宿題とされた事項について報告があった。

① 下流部において昭和 40 年頃に行われた堤防漏水対策事業について(参考資料 4)

- ・ 下流部の阪神本線鉄橋付近の狭隘部における昭和 40 年頃の堤防補強工事について、その事実関係の報告があった。

現地調査で事実を確認した上で詳細な検討を行った結果、当該箇所の堤防は一定の安全率を満たしていたため、他の緊急性の高い箇所(相対的に堤防の強度が弱い箇所)の対策を先行実施しているが、今後更に詳細検討し対策の必要性を検討する。

この旨を現場で地元住民に対して説明しているが、この工事だけをもって当該区間が安全という説明はしていない。

- ・ 今後、堤防強化等について地元説明する際には、流下能力が低い区間であるため安全性について誤解が生じることはないよう、正確な説明をする。
- ・ 阪神電鉄橋梁付近の治水の重点箇所を対象として、堤防法面に存在する民地と河川区域の関係を整理する。これについては、別途説明する場を設ける。

② 名塩川の濁水問題について(口頭説明)

- ・ 口頭説明した事項を、議事録代わりに資料を添付する。

③ 武庫川のアユ放流について（口頭説明）

- ・ 県から補助金は出しておらず、揖保川産の放流は県下では一般的である旨の報告があった。

③ 県より、池添委員の辞任申し出と退任について報告があった。後任を新たに委嘱しない。（口頭説明）

（主な意見等）

(1) 前回運営委員会での宿題

③ 武庫川づくり問答集

- ・ 「みんなでつくる明日の武庫川」のHPにアップしたということだが、「武庫川流域委員会」のページを見ても気がつかない。「武庫川流域委員会」のページにもリンクを張るのが親切である。（委員）

(2) 事前協議において話題となった事項

① 過去の堤防漏水対策事業について

- ・ 流下能力が低い区間であるため安全性について、堤防強化について地元住民に説明する際には、誤解の生じない説明をすることを要望する。（委員）

Q1 潮止堰下流左岸側の堤防の裏法に家が建っているが、この様なケースは他にもあるのか。（委員）

A1 この様なケースは他にもあると思われるが、財産権とのせめぎ合いの問題であり、残念な結果であると思っている（県）。

Q2 阪神電鉄橋梁付近は、8月提言の中でも重点地区として取り上げているので、堤防法面の民地が河川区域内かどうか調査し、何らかの機会に説明して欲しい。（委員）

A2 事実を確認する（県）。

Q3 堤防法面が2段になっている場合、上段にドレーンを入れているように思われるが、法尻に入れるべきではないか。（委員）

A3 上段にドレーンを入れているかどうかは分からないが、調査した上で最も効果的な箇所に設置している（県）。

② 名塩川の濁水問題について

Q1 名塩バイパスの工事の濁水問題に関係しているのではないか。（委員）

A1 そのような事実は確認していない（県）。

Q2 濁水に、ややこしい物質は入っていないか。（委員）

A2 濁水の発生源は採石場からの流出土砂であり、そのような物質は混ざっていない（県）。

- ・ 議事録代わりに、口頭説明の事項をメモとして添付して欲しい。（委員）

7 日程調整

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

7月28日（月）13:30～

◆ 第83回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

資料1 武庫川水系河川整備計画策定スケジュール(案)

資料2 減災対策勉強会の設置(案)

資料3 既存ダム活用の検討内容

資料4 流域連携に関する県の考え方と役割について

資料5 (委員からの意見書)「流域連携について」の取組と今後の活動支援に対する要望(田村委員)

(参考資料)

- 1 第82回運営委員会の協議状況
- 2 流域委員会HPトップページのリンク貼付について
- 3 武庫川づくり問答集
- 4 武庫川における過去の堤防漏水対策事業
- 5 西宮市の川上ダム撤退について

- 6 増水期に向けた防災、減災対策
- 7 実現しよう減災社会 PF

◆ 口頭説明の概要

5 その他

(1) 前回運営委員会の宿題事項

① 武庫川峡谷における貴重種の保全について

- ・武庫川峡谷（武田尾地区）で実施されたガードレール設置工事において、貴重種のヒメウラジロの存在に気づかず、ヒメウラジロが消失の危機に瀕した事例があった。この件に関しては、県としても、貴重種の保全が大変重要であると認識している。
- ・そのため、武田尾地区の河川沿いで、今後も工事を実施する可能性のある関係市に対して、県が把握している貴重種の分布情報を提供するとともに、工事の際には貴重種へ十分な配慮を行うよう要請した。

(2) 松本委員長との事前協議(6/3)における追加的な宿題事項

② 名塩川の濁水問題

- ・土砂の発生源：名塩川右支川尼子谷川沿川の採石場
- ・経緯

平成 18 年 5 月	兵庫県西宮土木事務所・西宮市合同の立入調査実施 (地元から白濁水、採石ガラの流出について苦情があったため) 調整池（沈砂池）の浚渫を口頭指示
平成 18 年 8 月	パトロールを実施 調整池（沈砂池）の浚渫を文書指示
平成 18 年 12 月	現地調査実施 調整池（沈砂池）の浚渫作業が途中であることを確認 改善すべき項目について、速やかに報告するように文書指示 採石事業の停止を命令
平成 19 年 5 月末	現地調査実施 調整池（沈砂池）の浚渫作業が完了していることを確認
平成 19 年 6 月 1 日	採石事業を認可 事業認可にあたっての条件及び注意事項を文書指示 「沈殿池(沈砂池)及び排水路等は、随時浚渫して維持管理を行うこと」 「毎年5月末日までに、調整池の堆砂状況等について報告書を提出すること」 「場内で発生した土砂や汚濁水が場外に流出しないよう、適切に維持管理すること」 他

③ 武庫川のアユ放流について

- ・県からの補助金について
武庫川漁業協同組合によるアユ放流に関して、県からの補助金はでていない。
- ・稚魚の単価について
揖保川での稚魚単価(1尾あたり 30 円～35 円程度)に運搬費や仕分け及び放流の手間賃などを含めたものが必要費用となっているのではないかと考えられる。
- ・揖保川産の使用について
元々、アユ漁が盛んな揖保川で県下のアユ放流量の大部分を養殖しており、揖保川産の使用は、県下では一般的なことである。

第84回運営委員会の協議状況

日時 平成20年7月28日(月) 13:30~17:15

場所 宝塚商工会議所 第2、3会議室

出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、法西、岡田、酒井、佐々木、田村、土谷、中川
(河川管理者) 松本、森口、古高、杉浦、長田、吹田、岩間、松井、伊藤、平塚

内容(協議結果)

1 減災対策について

県より、「減災対策勉強会」(資料1)について説明があったが、減災対策勉強会の対象とする課題が緊急時の避難対策に限られていたことから、各委員が疑義を唱えた。危機管理、減災対策は緊急時の避難の問題と並んで流域の浸水被害を軽減するための耐水都市づくりや土地利用等のハード対策の重要な論点として委員会提言に盛り込まれており、基本方針にもうたわれている。したがって、避難対策とともにめざす土地利用や都市計画の観点からの減災対策についての検討や勉強会も必要であるとの意見もあり、県は次回運営委員会までに具体的な進め方を検討して提示することになった。委員会は避難対策だけを「減災対策」として取り組むことには同意できないことを表明した。

(主な意見等)

Q1 この案では、ソフト対策とハード対策の関係がわからない。(委員)

A1 ハード対策は「治水対策の推進」の中で河川管理者が検討し、ソフト対策と絡む部分を勉強会で検討していく。(県)

Q2 下流域は密集市街地であり避難所に行けないケースなどもあり、民間マンションと協定すること、建物のピロティ化、土地利用の状況を変えることなどを勉強会の検討対象と考えているのか。下流エリア以外の浸水常襲地への対応は?(委員)

A2 建物対策、土地利用対策は長期的な話であり、勉強会では避難対策を優先的に検討する。下流エリア以外の上流域での浸水は、内水であること、過去の経験もあることなどから、下流築堤区間を優先的に扱う。(県)

Q3 避難対策と同様に、逃げずにすむまちづくりや土地利用なども重要なファクターである。これらの検討はどこで行うのか。(委員)

A3 武庫川総合治水推進会議などで検討したい。(県)

- ・ 整備計画は30年間の計画期間であり、その間にどんどん流域では土地の利用が進み、建物の改築や建て替えが進む。いま進行している計画に歯止めをかけたり、耐水都市づくりを進めないと手遅れになる。土地利用や建築対策も緊急課題として取り組むべき。(委員)
- ・ 委員会の提言の危機管理は、クライシスマネジメントとリスクマネージメントを合わせたものであるが、県がやろうとしているのはクライシスマネジメントの部分だけである。危機管理は両方セットで動かさないと意味がない。また、今回の提案はクライシスマネジメントの中の行政でやろうとしている部分を取り出したものであり、住民の視点にかかわる部分が抜けている。(委員)
- ・ 減災対策を検討する全体の枠組みの中で、今回の検討の位置付けを整理する必要がある。今回の検討が、減災対策の検討の全てではないと整理したうえで、もう一つの減災対策についてもどのように取り組むのかを明確にしたうえでないと、流域委員会としてコミットできない。(委員)
- ・ 仮に、今回の検討が、避難対策の行政部分の検討であるということであれば、勉強会での委員会の立場は、住民視点の提供と住民視点でのチェックということになる。(委員)
- ・ 園田東地区の住民(「藻川の堤防を考える会」主催)が、猪名川河川事務所や尼崎市の協力を得て、水防活動体験を実施している。なぜ住民が自主的にこういった取り組みをしたのか、県は活動の動機を直接確認してほしい。(委員)
- ・ 勉強会に他団体を招いて事例紹介をうけるという方法もある。(委員)
- ・ 減災対策を整備計画に位置付ける方法を提示してほしい。(委員)
- ・ 避難についての勉強会はこれでやればいいのか、別途、まちづくりや土地利用の勉強会の立ち上げが必要で

ある。もう一度検討して、次回の運営委員会で相談してほしい。（委員）

2 流域連携について

県より、「流域連携についての県の考え方」（資料2）について説明があり、委員会からは「連携は具体的な計画づくりや川づくりのプロセスで、河川管理者の県と自治体、住民、諸団体が一緒に行動し、連携していくことが大事だ」との指摘があり、以下のことを確認した。

①県はこれまで具体的な行動や活動の場で一緒に行動していくという視点や具体的な案を持ち合わせていなかった。武庫川の水質調査やアユの生態状況の把握、アユの遡上しやすい環境整備の具体策を考えることなどで、どういう連携行動ができるか検討する。

②アユの遡上状況等について、武庫川漁協や流域団体などとの情報交換や関係機関とともに検討を行い、具体的な対策に生かしていく。

③県は「流域連携を進める会」が実施してきた水質調査等との連携について具体的に検討する。

④県は今後、「流域連携を進める会」の会合等に積極的に参加し、連携の実を上げるよう努力する。

⑤武庫川ガイドブックの編集・出版については、県がどのようにかわれるか、具体的に検討する。

（主な意見等）

Q1 県は流域連携に具体的にどのように関わるのか。（委員）

A1 現段階で資料2の記載以上に言えることはない。武庫川ガイドブックの関連では、航空写真や地図をデジタル化してそれを提供して連携していくことを考えているが、予算的に厳しい状況である。（県）

Q2 アユの生息に関する具体的な取組みは？（委員）

A2 「ひょうごの川・自然環境調査」によるとアユは名塩付近まで遡上しているが、国道2号下流の床止めにおいては、魚道はあるものの、床止め直下の水深が浅いことなどから、遡上しにくい可能性もあり、十分な状況とは考えていない。河川の連続性の向上をはじめ、水質などの面でも、より望ましい生息環境の整備が必要と認識している。漁協による遡上に関する調査結果と県の自然環境調査結果との相違を確認し、必要に応じて専門家の意見を聞いたうえで、関係機関と連携して対策の検討を行い、その成果を可能な限り整備計画に反映したい。（県）

Q3 県が実施する水質調査に住民が参加して、同じ時間に同じ場所で水質測定を実施すればどうか。また、住民が水質調査を実施した地点で県も水質測定を実施すればどうか。（委員）

A3 水質調査の実施主体は県の環境部局以外の場合もあるので持ち帰って検討する。（県）

- ・ 活動内容の多様化や人員不足については、県も活動に加わって実情をわかってほしい。（委員）
- ・ 財政難は理解できるが、その中でより有効な予算の使い方があると思う。（委員）
- ・ 全体として県はもう少し主体性を発揮してほしい。（委員）
- ・ 環境部局が行っている武庫川流域環境保全協議会は予算が少ない。流域連携は河川管理者が行ってほしい。（委員）
- ・ 地域活動を一生懸命行っているが、助成金を受けるのもいろいろ困難である。県は何をしてきているのか。何か一つでも具体的に書くことを書いてほしい。（委員）
- ・ 潮止め堰とアユの遡上との関連は、堰を倒して確認してはどうか。（委員）
- ・ アユの遡上は床止工など治水計画とも大きく関連している。治水も含めてどうするか考える必要がある。（委員）
- ・ アユはBOD 5mg/l以下でないと生育できない。参考資料2の5ページの結果では下流域でアウトであり、水質改善の方からアユを考えていきたい。（委員）
- ・ 武庫川でもアユ遡上の可能性はあると思う。水深が浅いことなど課題は多いが、アユ釣りができるという昔の河川に戻したい。（委員）
- ・ 武庫川で発生している白い泡については、専門家に相談してほしい。必要なら調査を実施して、おおよそ泡の原因を明らかにした上で、少なくとも整備計画に対策の道筋を盛り込んでほしい。（委員）
- ・ 武庫川づくりと連携を進める会は、釣り人の状況など現状をよくみている。同会と連携した計画づくりが必要である。（委員）

3 その他

- (1) 資料3に関連して、基本方針の国交省同意が未だに得られていない結果、基本方針を流域住民に広く周知する手立てが未だに取られていないことは問題だ。速やか同意を得るか周知の仕方を考えるべきだとの指摘があった。
- (2) 既存ダムを活用について、水需給の問題を県が各市とどのように協議しようとしているのかを次回運営委員会で示す。
- (3) 武庫川の整備計画作成に関する一般住民への情報提供のため、ホームページ上での運営委員会資料について、ニュースレター送付時に案内するとともに、掲示方法をわかりやすく改善する。

(主な意見等)

(1) 基本方針同意

- ・河川構造令にある「流水の通常的作用に対する安全」の意味を教えてください。(委員)
- ・住民にとって、現状では基本方針が決まっていないということだから、国交省同意を急ぐべきだ。(委員)

(2) 既存ダム活用

- ・今出ダム、上矢作ダムなど新規ダム中止、既存ダム活用は全国的な流れになっている。しっかり検討してほしい。(委員)

(3) 情報提供

- ・流域委員会に傍聴されていた方3人から、今の武庫川に関する動きがわからず県や委員会に不信感がある旨のコメントがあった。(委員)

4 日程調整

次回運営委員会の日程候補日を以下のとおり選定し、後日、欠席委員の意見を聞いた後、決定する。
9月17日、28日、10月8日、9日、10日

◆ 第84回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

資料1 減災対策勉強会の設置(案)

資料2 意見書(流域連携)に対する県の考え

資料3 (委員からの意見書) 武庫川水系河川整備基本方針について(岡田委員)

資料4 (委員からの意見書) 質問書(佐々木委員)

(参考資料)

- 1 第83回運営委員会の協議状況
- 2 「武庫川水質・水環境一斉調査」の結果について(村岡委員)

第85回運営委員会の協議状況

日時 平成20年9月17日(水) 13:30~17:25
場所 西宮市大学交流センター 講義室1
出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、岡田、草薙、酒井、佐々木、谷田、田村、中川
(河川管理者) 松本、森口、林、古高、杉浦、長田、長尾、前田、吹田、岩間、松井、伊藤

内容(協議結果)

1 減災対策について

県より、「減災対策検討会」(以下、検討会)(資料1)について説明があり、以下の点を確認し、検討会を進めていくことになった。

- ① 提言を出してから2年経過し、委員も個別に減災対策について様々な場で勉強しており、委員が蓄積した知見や情報を県と共有し、意見交換を行い、減災対策の具体案を検討するものである。
- ② 検討会は、流域委員会の一部として位置づける。
- ③ 県が事前資料としてハザードマップ、都市計画、堤防等の資料について準備する。
- ④ 開催回数については県から4回と提案されたが、協議の進捗を見極めながら検討する。
- ⑤ ファシリテーターの設置の有無については、第1回検討会の様子を見て結論をだす。
- ⑥ 検討会のコアメンバーに立候補される委員は、1週間以内に委員長へ連絡する。

(主な意見等)

- Q1 前回の資料から大きく中身が変わったのか。検討会に市は入らないのか。(委員)
A1 前回は避難に関する項目だけであったが、今回は減災対策の項目を全て網羅しているつもりである。市の担当者との協議は具体案作成後に県が実施する。(県)
- Q2 前回よりも随分とよくなった。ケーススタディー的に提案していくことが大事である。例えばハザードマップをどう市民が受け止めているかなど確認してはどうか。(委員)
A2 ケーススタディーが時間的に最も効率的であれば検討していく。(県)
- Q3 多くの課題を4回で議論できない。継続した検討が必要ではないか。(委員)
A3 議論の内容を選択することも必要と考える。減災対策は息の長い話であり、この検討会以降も水防連絡会等に組み込んで息長く取り組んでいくなどの方策もこの中で議論したい。(県)
- ・ 委員会が住民の意見を聴くのがリバーミーティング、減災対策について県とより深く対話するのがこの検討会と考える。(委員)
 - ・ 検討会は流域委員会の中の部会やWGという形でいいと考える。(委員)
 - ・ 検討のポイントは「リスク分析が事前に行われている」、「検討項目の精査」の2つである。リスクが高いところが優先されるべきである。(委員)
 - ・ リスク分析資料として①ハザードマップ、②ビル・戸建住宅等のまちなみ、③守るべきもの(学校、病院)、④堤防高は必要と考える。(委員)
 - ・ リスクに関係付けて検討することは、この検討会の趣旨から離れていくのではないか。(委員)
 - ・ 整備計画をデザインするための検討会と考えている。各項目の仕組みの中身が大切である(委員)
 - ・ 検討会でどこまで議論するのか各委員のイメージや回数も不明である。とにかくやってみないと分からない。(委員)
 - ・ ファシリテーターは、これまでの流域委員会での議論を把握し、減災についても知識のある方を望む。(委員)

2 既存ダムの検討状況について

県より、「既存ダムの検討状況について」(資料2)について説明があり、以下の点を確認した。

- ① 本日説明した資料に対する各委員の意見を今後の検討の参考とする。
- ② 放流設備の検討についても今後報告するよう県に要請した。

(主な意見等)

- Q1 取水量に工業用水は入っているのか。(委員)
- A1 3ダムとも工業用水は入っていない。上水のみを整理している。(県)
- Q2 原水の融通もあり得るのか。ダム間の水のやりとりを各ダムの標高(利用水深等)で整理することも必要ではないか。(委員)
- A2 渇水対策として既に検討している。現実的にありえる話を整理し、まとまった段階で報告する。(県)
- Q3 ダムの空き容量の変化を水位等で整理してはどうか。(委員)
- A3 分かりやすい方法で提示する。(県)
- Q4 北海道豊平川等やダムの自主的運用などの低水路管理の文献や千苺ダムの過去のデータを収集して検討して欲しい。(委員)
- A4 現在検討しているので、出来た段階で報告する。(県)
- Q5 川下川ダム等他のダムは検討対象としないのか。(委員)
- A5 提言の3ダムを優先で検討している。その結果次第でその他のダムを検討するかどうか判断したい。(県)
- Q6 千苺ダムの取水量グラフはなぜ凸凹なのか。(委員)
- A6 阪神水道で3回事故があったためである。その他の凸凹は現在確認中である。(県)
- Q7 千苺ダムが配水しているキリンビール工場への上水と一般上水の比率を整理して欲しい。またキリンビール工場が利用している上水のうち千苺ダムと青野ダムの比率も整理して欲しい。(委員)
- A7 参考とさせていただく。(県)
- Q8 放流方式をもっときめ細かくすることを検討できないか。(委員)
- A8 放流方式については、国交省の事例も集めたいが、最新の知見に近い方法と考えている。(県)
- ・ 降雨の予測値と観測値の関係を示して欲しい。早い時点での降雨予測値がどれだけ整合しているのか。(委員)
- Q9 地下水を水源とした水融通を考えなければいけない。中下流の正常流量を地下水利用が脅かしているという考えもある。環境水源の確保を水源の確保という意味で考えて欲しい。(委員)
- A9 地下水の水融通がダムの水融通に直接関係があれば検討するが、そうでなければ正常流量で検討していきたい。(県)
- Q10 東播用水との相互融通できるようになっているのか(委員)
- A10 計画ではつなぐことになっているが、現状はできていない。(県)
- ・ 渇水と洪水の空間スケールは全く違う。渇水は広域的に起きるので気をつけることが必要である。(委員)

3 流域連携について

県より、「平成20年度武庫川水系水質調査地点」(資料3)と「武庫川ガイドブックサンプル(案)」(資料4)について説明があり、以下のことを確認した。

- ①資料3を参考にし、次回運営委員会でのどのような連携ができるか検討する。
- ②武庫川ガイドブックについては、流域連携を進める会に県が出席し、情報を共有しながら検討を進める。

4 その他

(1) 都賀川水難事故について

県より、「都賀川水難事故について」(参考資料2)について説明があった。

(2) 環境の「2つの原則」に係る検討状況について

県より、「環境の「2つの原則」に係る検討状況について」(資料5)について説明があった。

(3) 上流域の多自然川づくりの取り組み評価

酒井委員より、表記に関する意見書が提出された。

(4) 武庫川漁協との協議について

県より、武庫川漁協組合と以下の協議内容について報告があった。

- ・ 6/26 漁協組合に今年度の工事説明を行った。
- ・ 8/27 漁協が独自で委託調査した「武庫川のアユの調査報告」の内容を組合長と県で確認した。武庫川はアユが棲める川である。今後も漁協組合と情報を共有し、話を進めていく。

(5) 運営委員会資料

運営委員会出席委員と欠席委員では、情報の理解等に関して格差が広がっている。欠席委員に資料等を送る場合には以下の点に配慮することを確認した。また運営委員会としての報告が必要か県と相談し、次回運営委員会で協議する。

- ・ 資料の位置づけ（全体の流れの中でどの位置にあるのか）
- ・ 資料の補足説明（その資料の持つ意味合いを分かるように）

(6) 基本方針の周知

県は河川整備基本方針の周知を図る具体的な案を次回運営委員会に提案する。

（主な意見等）

- ・ 武庫川下流では水質が非常に悪く、上流では白い泡がでていること。
 - ・ 水量が少なく、その影響で砂が堆積すること。
 - ・ 床止めが撤去できなければ、海と川の連続性は確保できないこと。
- 以上を踏まえて2原則の評価テーマの内容を充実して欲しい。（委員）

4 日程調整

次回運営委員会及び減災対策検討会の日程を以下のとおりとする。

なお、減災対策検討会について、第1回開催までに協議が必要かは県と委員長で調整する。

- ・ 第86回運営委員会 11月17日（月）13：30～
- ・ 第1回減災対策検討会 11月17日（月）18：00～

◆ 第85回運営委員会配付資料

議事次第、委員名簿

（減災対策について）

資料1 減災対策検討会の設置（案）

（既存ダムの検討状況について）

資料2 既存ダムの検討状況について

（流域連携について）

資料3 平成20年度武庫川水系水質調査地点

資料4 武庫川ガイドブックサンプル（案）

（その他）

資料5 環境の「2つの原則」に係る検討状況について

（参考資料）

- 1 第84回運営委員会の協議状況
- 2 都賀川水難事故について
- 3 今出川総合開発事業パンフレット

第86回運営委員会の協議状況

日時 平成20年11月17日(火) 13:30~17:30
場所 宝塚商工会議所 第2・3会議室
出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、加藤、草薙、酒井、佐々木、谷田、
田村、土谷、中川
(河川管理者) 松本、森口、林、古高、杉浦、長田、長尾、前田、吹田、吉栖、岩間、松井、伊藤、
平塚

内容(協議結果)

1 既存ダムの検討状況について

県より、「既存ダムの検討状況について」(資料1)について説明があり、以下の点を確認した。

- ① 本日説明した資料に対する各委員の意見を、県は今後の検討の参考とする。
- ② 千苅ダムの施設改造や治水活用の検討状況を次回運営委員会で報告するよう県に要請し、確認した。

(主な意見等)

Q1 水位回復を4日間で評価しているのは何故か。(委員)

A1 ひとつの洪水の期間として設定している。(県)

- ・ 1つの連続降雨にこだわる必要はない。利水容量が底をつくまでに、その予備放流が原因で空にならなければ良いのではないか。(委員)
- ・ 降雨予測が外れて予備放流が空振りとなり、渇水が生じた場合には補償が必要となる。ダムの水位が底をついた時点では補償が必要だが、1雨ごとに空振りの評価をする必要があるのかどうか。(委員)
- ・ 回復も必要だが、治水を考えると、まず、予備放流できるかどうかが重要である。(県)

Q2 放流が間に合わないのであれば、もっと早い段階から、予備放流を始めてはどうか。(委員)

A2 気象協会の12時間先の降雨予測を使ってシミュレーションを行っている。(県)

Q3 他にも、もっと良い方法があるのではないか。一つの方法にこだわり過ぎるのは良くない。(委員)

A3 最新の予測システムを使って検討していると考えているが、他に方法があるのであれば、具体的な方法を教えて欲しい。(県)

- ・ 放流できなかったケースがあることは、それほど重要ではない。利水を治水に活用するための障害とはならない。(委員)
- ・ シミュレーションと実績は別のものである。この資料は、過去の実際の降雨パターンにおいて、設定した放流ルールに従って予備放流した場合に、放流ができるのかを確認したものである。(委員)
- ・ いろいろな降雨パターンを考えた評価を視野に入れて検討していくことが必要だ。もっとフレキシブルに検討をしてほしい。(委員)

Q4 予備放流量の設定理由は。(委員)

A4 現在の予備放流量を段階的に増量した。今後、精度を上げていく予定である。(県)

Q5 甲武橋流量を入れて検討すべきではないか。(委員)

A5 今回の検討は予備放流量の設定についての検討であり、甲武橋流量については、予備放流量を設定した後に算出することになる。(県)

- ・ 千苅ダムの検討状況については、次回の議題とする。

2 流域対策の検討状況について

県より、「流域対策の検討状況について」(資料2)について、学校・公園における概略設計の説明があり、以下の点を確認した。

- ① 本日説明した資料に対する各委員の意見を今後の検討の参考とする。
- ② ため池の検討状況についても次回に報告するよう県に要請し、確認した。

(主な意見等)

- Q1 地盤の形状に応じて、掘削を併用するなど貯留容量を出来るだけ多く確保するよう整備方法を工夫すべきではないか？(委員)
- A1 個別箇所での具体の検討は事業実施時に検討する。(県)
- Q2 武庫川の流域対策の費用負担はどう考えているのか？(委員)
- A2 検討中である。(県)
- Q3 貯留水深の設定などから効果は最小、費用は最大という考え方で資料を作成しているのではないか？(委員)
- A3 全くそんなことはなく、前向きに検討を行っている。貯留水深は安全面から設定している。(県)
- ・西宮市で実際に整備されている学校貯留では、もっと安くできていると聞いている。構造をより軽易にするなどもっと安くした方が、市の協力を得やすいし、数も多く実施できて効果的であると考えます。(委員)
 - ・整備する箇所は、内水で浸水する地区内で行っても意味がないので、効果的な箇所を選定すべきである。(委員)
 - ・基準点における河川計画の対象とする降雨だけでなく、ゲリラ豪雨などに対する狭い地域での効果もあるかもしれないので示してほしい。(委員)
 - ・河川への流出抑制のためだけに流域対策が必要というのでは説得できない。多様な機能、効果、意義を整理すべきである。(委員)
 - ・貯留水深が30cmを超えても啓発などで大雨の時は立ち入りを制限し、貯留容量をできるだけ大きくするなど考えるべきである。(委員)
 - ・学校は様々な用途に使用されるので、30cmは妥当と考える。(委員)
 - ・ため池については、治水容量の確保の方法として水位を下げるという方針で提言している。県からは嵩上げも検討しているという話があったが、嵩上げを議論する前に水位を下げる方針が難しいことの説明が必要である。(委員)

3 河川整備計画基本方針のリーフレット(案)について

県より、「河川整備基本方針のリーフレット(案)について」(資料3)について説明があり、以下の点を確認した。

- ・県はリーフレットの広報手段、印刷部数等の具体策を次回運営委員会までに報告すること。

(主な意見等)

- Q1 基本方針は未だに国の同意を得られていないが、河川整備計画の原案ができた段階で、基本方針の同意を得られていないことがあるのか。(委員)
- A1 そのようなことがないように国と調整する。(県)
- Q2 基本高水流量を書かない理由は？(委員)
- A2 基本高水流量を記述すると、流域対策との関係が分かりにくくなるので、洪水のピーク流量を河道、洪水調節施設、流域対策で分担するイメージで図を作成した。(県)
- Q3 関心のある人は基本方針の全文を読みたいはずだが、簡潔な概要に過ぎないこのリーフレットを読んでもらう対象者をどのように想定しているのか？ また、配布の方法や印刷部数はどのように考えているのか。県民だよりに折り込んで流域に全戸配布したらどうか？(委員)
- A3 全戸配布までは考えていない。県や市の関係機関へ配布する。県も住民に対する事業計画や工事説明などいろんな場面で配布する。(県)
- Q4 何部印刷するのか？(委員)
- A4 印刷は白黒で、部数は今後検討する。(県)
- ・千種川で全戸配布したように、県民だよりに折り込み全戸配布すべきである。(委員)
 - ・このリーフレットは、整備計画の原案を審議する流域委員会が再開するまでの間のいのちだ。すみやかに広報するよう努めるべきだ。(委員)

- ・ 環境の2原則に「保全や再生の代替地が見あたらない場合は計画を再考する」を追記すべきである。(委員)
- ・ 「～これまで～」には、提言書の提示、基本方針原案に対する協議、答申等の時系列がわかるように記載すべきである。(委員)
- ・ 「～これから～」には、委員会と意見交換するなどの手続きを書くべきである(委員)

4 その他

(1) 武庫川一斉調査に関する提言と要望について

村岡委員より「武庫川一斉調査に関する提言と要望」(資料4)について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ・ 県は、7月の運営委員会の確認事項に基づき、水質調査、鮎の遡上についての具体案をまとめて、どのように流域連携を進めていくのか次回運営委員会で明らかにすること。

(2) 減災対策検討会について

中川委員より「減災対策検討会での検討について(提案)」(資料5)、県より「減災対策検討会の設置(案)」(資料6)について説明があり以下のことを確認した。

- ・ 県は、県の減災対策検討会メンバーを再検討し、参加メンバー名を減災対策検討会で確認すること。

(3) 欠席委員への資料送付について

県より運営委員会欠席委員に対する資料送付について「運営委員会資料の内訳」(資料7)を送り状と併せて添付していることの報告があった。

<(1)に対する主な意見等>

- ・ 「流域連携を進める会」の武庫川一斉調査は、流域住民に活動の輪を広げてもらえるのであれば、流域連携に合致する取り組みであると考えている。また、県・市の実施する水質調査との連携は調査の趣旨が異なっているため、共同実施が困難であることは理解した。但し、経費の支援については、現在の県の財政状況では新たな支援制度を創設することはできないので、既存の各種補助金・助成金メニューを活用していただきたい。(県)
- ・ 経費の支援が難しいとしても、県の環境調査の一環として必要な調査キットを提供するなど、何らかの方法で支援することはできないのか。(委員)
- ・ 県としては、提案されているパケットによる調査の必要性は認めない。(県)
- ・ この調査は、基本方針に記載された「流域連携」の趣旨に則って実施しようとするものである。(委員)
- ・ 県として必要性がなければ支出することはできない。「流域連携を進める会」として、他の市民活動団体と同様に自主・自立の原則のもと取り組んでいただきたい。流域委員会の委員の多くが加入する団体だからといって、行政に金銭的な支援を期待するのはおかしいのではないか。公平性の原則にもなじまない。(県)
- ・ ダム関連の峡谷の環境調査に対しては1億円もの巨額の費用をかけている。水質調査を通じた流域連携にも、わずかな費用をかけられないはずがない。(委員)
- ・ なぜ「流域連携を進める会」から県への要望が運営委員会の場で議論されるのか理解できない。委員の多くが加入している団体の取り組みであるから、この場を借りて県に要望を行うという行為自体が公平性を欠いているのではないか。(委員)
- ・ 「流域連携を進める会」には、流域委員会委員をはじめ、武庫川に関わる各団体のリーダーが入っているので、支援するということはおかしくないのではないか。(委員)
- ・ 「流域連携を進める会」は、流域委員会の提言の中に示した流域連携を進めていくために、委員自らが率先して連携づくりのきっかけをつくらうとはじめたものであり、流域の多くの住民団体のメンバーが参加

しており、将来的には提言書にある「武庫川流域圏会議」に発展していくものである。流域の数ある団体の一つに過ぎないという認識から、「公平性」を持ち出して支援を否定するのは見当違いである。この団体と連携を否定するなら、行政として流域連携をどう進めるのかについての具体的な提案をすべきである。

- この程度の支援さえ対応できないというなら、県はどのように流域連携を進めていくのか具体的に明らかにする責任がある。水質一斉調査は、7月の運営委員会の確認事項に基づく提案の一つである。県はあらためて水質調査や鮎の遡上回復について、どのように流域連携していくかの具体案をまとめて、次回運営委員会で明らかにしてもらいたい。(委員)

4 次回運営委員会

基本方針の答申から1年が経過し、整備計画原案の審議が始まる中間点に立っているが、流域委員会の全体会休会中の運営委員会は、委員の出席状況が均一ではなく、情報の共有に格差が生じているため、次回運営委員会は全委員を対象とした拡大運営委員会として開催する。

よって、全委員の来年1月上旬から2月中旬の日程調整を行い、拡大運営委員会開催の日程が決まり次第、各委員へ連絡する。

◆ 第86回運営委員会配付資料

(既存ダムの検討状況について)

資料1 既存ダムの検討状況について

(流域対策の検討状況について)

資料2 学校・公園に係る概略設計

(河川整備基本方針のリーフレット(案)について)

資料3 河川整備基本方針のリーフレット(案)

(委員からの意見書)

資料4 武庫川一斉調査に関する提言と要望(村岡委員)

資料5 減災対策検討会での検討について(提案)(中川委員)

(その他)

資料6 減災対策検討会の設置(案)

資料7 運営委員会資料の内訳

(参考資料)

1 第85回運営委員会の協議状況

2 滋賀県中長期整備実施河川の検討(案)について

第87回運営委員会の協議状況

日時 平成21年1月27日(火) 13:30~17:00

場所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室

出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、奥西、川谷、畑、浅見、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、加藤、草薙、酒井、佐々木、谷田、田村、土谷、中川、山仲
(河川管理者) 松本、森口、林、古高、杉浦、長田、長尾、吹田、岩間、松井、伊藤、平塚

内容(協議結果)

1 運営委員会の経過報告

委員長より、拡大運営委員会とした趣旨、「基本方針(原案)提示以後の委員会等開催経緯」(資料1-1)、「第81~86回運営委員会協議状況一覧表」(資料1-2)、「第81~86回運営委員会協議状況」(資料1-3)について説明があった。

(主な意見等)

- ・委員長より、流域委員会の全体会休会中の運営委員会における各委員の出席状況を考慮し、基本方針の答申から1年が経過し、整備計画原案の審議が始まる中間的時期にきている今回は、各委員の情報共有を図るため、全委員を対象にした拡大運営委員会とした、との説明があった。
 - ・委員長より、①基本方針の手続き、広報、②整備計画策定スケジュール、③流域対策、④既存ダム活用、⑤環境に係る2つの原則、⑥環境調査、⑦流域連携、⑧減災対策検討会、⑨その他河川管理者と事務局の関係、について、重要なポイントとして項目別に協議経過の説明があった。
- Q1 基本方針に国の同意がまだに得られていない件について、その根拠や協議先、経過はどうなっているのか? (委員)
- A1 河川法に基づくもので、協議先は本省、申請済みであり、追加説明している状況である。(県)
- Q2 国への追加説明はいつ、どのような内容を行ったのか? (委員)
- A2 昨年夏から12月にかけて3回、流域対策の実現可能性、とくにため池の実現性について説明を求められて、すべてのため池をチェックして説明した。(県)
- Q3 基本方針案は、流域委員会では3ヶ月余りの短い期間に凝縮して審議を強いられたのに、県のサイドで手続きを終えて国に提出してから1年も放置されているのは納得がいかない。そのあおりで、実質的に策定されているのに、県民に周知されずに来たことの問題点は大きい。基本方針の策定責任者として、そのような経緯に姿勢を正すべきではないか(委員)
- A3 県管理の県内河川では、千種川の基本方針も国に提出してから3年経つのにまだ同意を得られていない。国の同意を待たずに、基本方針の周知を始めたい。リーフレットを作成し、速やかに配布する。(県)

2 既存ダムの検討状況について

県より、「既存ダムの検討状況について」(資料2)について説明があり、以下の点を確認した。

- ①県は過去の取水制限時のダムの貯水量について整理して報告する。
- ②県は水道事業の将来人口の推計方法について報告する。
- ③千叡ダムは河川施設等構造令に基づく設計洪水流量に対して、設計洪水位での放流能力は著しく不足している。構造令違反とはいえないが、利水施設としても放流能力の増強が必要なダムである

(主な意見等)

- Q1 水道事業施設の現況図には、実際には存在するのに記載されていない管のルートがある。いつ時点の資料か。(委員)
- A1 資料は現時点のものである。既存ダムの治水活用の検討のため、広域融通にかかわる水源と水源の配管状況を表した図であり、青野ダムから篠山市へのルートのように融通に関係のないものは省略している部分もある。(県)

- Q2 予備放流のシミュレーションでは、4 日間での水位回復ではなく、30 日程度を目安にするべきではないか。(委員)
- A2 4 日間という期間は、一回の降雨の期間として設定しているが、この検討で十分とは考えておらず、さらに長い期間の検討も必要と考えている。(県)
- Q3 予備放流後の水位の回復は、その放流が原因で貯水量が底を尽くリスクを回避できれば問題ないわけだから、もっと長い期間でシミュレーションすべきだ。今回のシミュレーションの結果として、放流ができた洪水、水位が回復した洪水の件数が記載されているが、この結果をどう評価するのか。(委員)
- A3 企業庁と協議して、現在、青野ダムで事前放流を開始しているが、現況より悪化しないことが要求されている。水道の計画では、10 年に 1 回の渇水でも安定して供給できるよう計画しており、予備放流を行うことで、安全度は下がる傾向にあると言える。(県)
- ・この問題を解決するためには、水道事業者とは別の視点を構築して、総合的な判断を迫る姿勢と対応が必要である。(委員)
 - ・水道事業者は治水のことは考慮の対象に考えていないが、河川整備計画を策定するには、治水も利水も総合的に検討することが大切である。水道事業者にもそのような視点を求めるべきである。(委員)
- Q4 回復シミュレーションについて、当該ダムの集水域という特定の雨量データだけで行っているが、基準点となっている甲武橋地点での集水域で見ることでも必要ではないか？ 空振り確率は局地的な計算と広域的な計算ではかなり違ってくるのではないか。(委員)
- A4 特定のシナリオとは考えていない。20 年間に降った雨すべてについてシミュレーションしている。他にどのようなシナリオが必要か指摘して欲しい。(県)
- Q5 予備放流後のダムの水位回復について、ダムの貯水量が空にならなければいいというシナリオは、ダムの水は最後の一滴まで使うというイメージを与えてミスリードすることになるのではないか。(委員)
- A5 渇水状態になれば、実際には、取水制限等の対策がされると考えられる。(県)
- Q6 取水制限の基準は。(委員)
- A6 例えば、利水容量が 30%を切った場合に一定の取水制限をするといった事例があると思う。過去の実績を整理する。(県)
- Q7 一方で、取水量はどのように決まっているのか。将来人口の推計の考え方も大きくかわってくる。(委員)
- A7 整理して報告する。将来人口の見直しは進んでいると聞いている。(県)
- ・県の新しい担当スタッフはいま一度、流域委員会の「8月提言書」と議事録をじっくり読むべきだ。このような議論については、提言書とそのプロセスでかなり克明に議論して書いている。利水者の理屈だけ聞いては、前に進まない。総合治水の立場に立つ県の理論を構築することが必要であり、理論とは8月提言である。(委員)
 - ・委員会側の発言と、県の資料や説明が噛み合っていない。予備放流の結果、水位が回復しないというのは、言わば人為的に生じた渇水なので、その際の補填は、お金で補填するなり、代替する融通水で補填するなど方法はいろいろ考えられる。(委員)
 - ・整備計画原案の提案までに、噛み合わせた議論が必要だ。(委員)
- Q8 財政面からいうと、費用を投じて用意した利水用の水は利用されないと利水事業としては困るはずだ。そうした面は検討されているのか。(委員)
- A8 検討している。(県)
- ・県民は治水の負担も生じるということを、認識しておかないといけない。(委員)
- Q9 現状運用での治水活用は、すでに実施されているのか。(委員)
- A9 青野ダムでは事前放流を行っているが、これは、治水容量として計画上に位置付けたものではなく、利水者の協力で利水容量の一部の放流を行って治水活用するものである。(県)
- ・予備放流にあたっては、降雨予測精度の向上にともなって、放流の開始時期を早くしたり、早めの水位回復操作をするなど、メリハリの利いた対応が可能ではないか。(委員)
- Q10 千苅ダムは、「河川施設等構造令に基づく設計洪水流量 1540 m³/s に対して、設計洪水水位での放流能力は

512 m³/s しかなく、放流能力が著しく不足している」と資料 2 に記載してあるが、放流能力を上回る流入があった場合にはどうなるのか。(委員)

A10 堤体を越流する可能性もある。(県)

Q11 ということは、利水施設としても千苅ダムは放流能力を増やすことが、現状で必要という事か?(委員)

A11 はい。

Q12 いわゆる「既存不適格」施設ということでしょう。当初の建設時にそのような基準がなかったとしても、基準ができたならダムの安全を保つためにはそのような構造への改善が求められているということになる。放流能力が 1000m³/s 不足して既存不適格ということは、耐震補強と同じで補強しなければならない。補強というのは放流能力を高めるしななく、そのことは治水活用の問題を除いても利水施設としての千苅ダムを安全にしていくためには必要な行為ではないのか。(委員)

A12 そういうことになります。(県)

- ・ 河川管理施設等構造令によるとそうなるが、構造令以前に造られたダムであり、構造令違反ではない。現在、放流能力不足を少しでも解消するため、洪水期はゲートを全開して水位を下げる対応をしている。(県)

3 流域対策の検討状況について

県より、「流域対策の検討状況について」(資料 3) について説明があり、以下の点を確認した。

- ① 県は学校・公園の分類ごとの箇所数、事業費を示す。
- ② 県は地先効果に関する検討状況を示す。

(主な意見等)

Q1 流域対策についての国への説明資料はどのようなものか?(委員)

A1 効果量の根拠等を説明した。(県)

Q2 流域協議会は、総合治水対策連絡協議会とは別につくるのか?(委員)

A2 協議中であるが、総合治水対策連絡協議会を基にして新たにつくることを考えている。(県)

Q3 流域整備計画とは、河川整備計画と別の計画か、同じ計画か?(委員)

A3 河川整備計画とは別の計画である。(県)

Q4 流域協議会において、土地利用規制に関する市の組織はどこを想定しているのか?(委員)

A4 開発、都市計画、建築指導を想定しているが、関係者数が膨大となるため、代表窓口を選定する考え方もあり、市と調整中である。(県)

Q5 県の所有地での遊水池計画はどうなったのか?(委員)

A5 河川対策として検討中である。(県)

Q6 流域対策について、個別の部分だけでなくそれ以外の対策を含めた大きな話として説明を求められないか?(委員)

A6 国からは、流域対策が河道改修より高いのではないかと問われたときに県はどう考えるのか、との質問があった。河川対策には限界があり、足らない部分を流域対策で行うという考え方を説明した。(県)

- ・ 流域対策は市の負担増となり、ため池など所在が偏っている市は特に負担が大きい。法律改正しなければ難しいのではないかと。(委員)
- ・ 新聞記事によると流域対策は国を挙げて進めていこうとしており、総合治水は良いことと思う。(委員)
- ・ 対象を公的所有に限定しているのは、参画と協働に反する内容になっているのではないかと。(委員)
- ・ 公的所有に限定するかどうかの議論は、まだ済んでいない。(委員)
- ・ 協議会で啓蒙活動などを行っている猪名川の組織や事例を調べてほしい。(委員)
- ・ 学校と公園 190 箇所の分類ごとに箇所数、事業費を示してほしい。(委員)
- ・ 学校と公園の資料をみた一般の人は、何を考えているのか、受け入れられるのか、と思うであろう。実現性を考えてほしい。(委員)
- ・ 基準点の効果量だけでなく、地先での効果量を出さなければ説得できない。(委員)
- ・ 地先効果に関する市との協議内容も明らかにしてほしい。(委員)
- ・ 計画段階で確実なものに絞り込むということが実施段階で「最適解」になるのかどうかは疑問だ。(委員)

4 環境の2つの原則について

県より、「環境の2つの原則について」（資料4-1）について、現時点の検討成果の説明があり、以下の点を確認した。

- ① 時間の都合上、説明できなかった資料4-2について次回運営委員会で改めて説明することを含めて、本件についての質疑、意見交換は次回に持ち越す。

5 減災対策について

県より、「減災対策について」（資料5）について、減災対策検討会の説明があった。

6 その他

(1) 基本方針の広報について

県より「河川整備基本方針のリーフレット」（資料7）について説明があり、以下のことを確認した。

- ・当初の印刷部数は、計3,000部、うち1,700部を防災シンポジウムで配布、1,300部を流域7市と土木事務所に配布するが、要望がある場合、増刷により対応する。

(2) 流域連携について

田村委員より「武庫川に天然アユの復活を～フォーラム2009について」（資料6-1）、「第87回運営委員会向け資料及びコメント」（資料6-2）について説明の後、県より来年度に予定しているアユ調査の概要説明があった。

流域連携を進める会、漁協等と協議しながら調査を進めていくよう、委員会から県に要請があった。

【アユ調査の概要】

- ・アユの分布調査は10定点を設けて潜水調査を実施する。春（4～5月）、夏（7～8月）はアユの生息状態、分布傾向、生育阻害要因等、秋（9～10月）は降下期における親アユの分布傾向を中心に把握する。
- ・産卵調査は秋（10～11月）に、仁川合流点から下流の瀬を中心に、潜水して産着卵の有無を確認する。
- ・仔アユの流下調査は、仁川合流点から潮止堰までの間の3地点で、流下中の仔アユをプランクトンネットで採集する。
- ・漁場環境調査は、アユの分布調査と併せて、陸上観察（河川形態、工作物、濁水等）、潜水観察（河床の状態等）を実施する。
- ・以上の調査を4月から調査を実施するべく予算要求をしている。
- ・その年の流量によって変化が生じるため、1年で終わるような調査ではなく、3年程度は調査を継続していく必要があると考えている。

(3) 防災シンポジウム in 武庫川について

県より、2月21日に「防災シンポジウム in 武庫川～水害から命を守る」を尼崎市で開催することについて、チラシによる説明があった。

7 次回運営委員会

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

- ・第88回運営委員会 3月9日（月）13:30～

◆ 第87回運営委員会配付資料

(運営委員会の経過報告)

資料1-1 基本方針(原案)提示以後の委員会等開催経緯

資料1-2 第81～86回運営委員会協議状況一覧表

資料1-3 第81～86回運営委員会協議状況

(既存ダムの検討状況について)

資料2 既存ダムの検討状況について

(流域対策の検討状況について)

資料3 流域対策の検討状況について

(環境について)

資料4-1 環境の2つの原則について

資料4-2 環境の2つの原則について(別冊資料)

(減災対策について)

資料5 減災対策について

(委員からの意見書)

資料6-1 武庫川に天然アユの復活を～フォーラム2009について(田村委員)

資料6-2 第87回運営委員会向け資料及びコメント(田村委員)

(その他)

資料7 河川整備基本方針のリーフレット

(参考資料)

防災シンポジウム in 武庫川

第88回運営委員会の協議状況

日時 平成21年3月9日(月) 13:30~17:00
場所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411学習室
出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、草薙、佐々木、谷田、田村、土谷、中川
(河川管理者) 松本、森口、古高、杉浦、長田、長尾、吹田、岩間、松井、伊藤、平塚

内容(協議結果)

1-1 環境の2つの原則について

県より、「環境の2つの原則」(資料1-1、1-2及び第87回運営委員会資料4-1、4-2)について説明があり、以下の点について要請があった。

- ① 県は「環境の2つの原則」の今後の検討の中で、現状よりもよい環境を目指すよう努力する。
- ② 県は「環境の2つの原則」の検討結果をもとに、自然環境を保全・再生するための具体的な対策を整備計画に書き込むよう努力する。

(主な意見等)

- Q1 2つの原則で目標とするのは武庫川の過去の環境を取り戻すことなのか、それとも現在の環境を維持することなのか? (委員)
- A1 2つの原則の検討は、平成15年度の「ひょうごの川・自然環境調査」の調査結果をベースとしており、現況の優れた「生物の生活空間」を維持することを基本としている。但し、配慮を検討すべき「生物の生活空間」については、良好であった過去の環境を取り戻そうとするものである。(県)
- Q2 原則2の優れた「生物の生活空間」の広域的範囲と中核的範囲の取り扱いの違いは何か? (委員)
- A2 水系全体で相対的に優れている場所が広域的範囲。そこから更に核となる場所を絞り込んだものが中核的範囲で、これを総量維持の対象とする。広域的範囲は中核的範囲に準じて優れた環境であり、事業により現在地での総量維持が仮に困難となった場合に、この範囲に代替環境を求めるとの活用を図りたい。(県)
- Q3 2つの原則の適用範囲は法河川の上流端までとしているのか? (委員)
- A3 河川管理者の権限の及ぶ範囲である法河川区間までである。また、この検討は「ひょうごの川・自然環境調査」という客観的なデータがあるために実施できるものであり、調査範囲外の法河川区間外はデータがない。(県)
- Q4 流域対策と同じであり、法河川区間内だけの議論ではない。また、自然環境は行政の線引きとは無関係であり、法河川区間内だけでは守れないのではないかと? (委員)
- A4 原則に基づき法河川区間内の自然環境をきっちりと守っていく。法河川区間外との関連を全く考慮しないというわけではない。(県)
- Q5 県で策定を進めている「生物多様性ひょうご戦略」と2つの原則はどう整合しているのか? (委員)
- A5 戦略(案)の行政の役割の中に、「自然環境の改変を伴う公共工事における生物多様性への配慮」と記載されており、2つの原則はこれを具体化する取り組みであると考えている。(県)
- Q6 2つの原則の検討により、当初想定していた事業箇所を変更することもあるのか? 箇所を変更する選択肢があるのであれば、それは戦略的環境アセスメントの考え方と言える。(委員)
- A6 対策を検討する中で、そういったこともあり得る。(県)
- ・ これまで出来ていなかった河川環境の現況が明らかになり、事業の際に最低限配慮しなければならない点明らかとなった。ここまで情報が整理できている河川はあまりない。今後、この情報をベースに具体的な箇所を想定して必要な対策を整備計画に落とし込むことが重要である。原則が生かされるよう専門検討会で十分検討されたい。
 - ・ 検討過程では、河川事業の計画場所の代替地の検討も含めて行うべきである。代替地の検討を選択肢とし

で含めることによって、この2原則が実質的に「戦略的環境アセスメント」の役割を果たすことになる。

- ・ 河川の自然環境の保全（水色の視点）と再生（オレンジ色の視点）は両方が必要である。計画には両方が含まれている必要がある。
- ・ 2つの原則が「生物多様性ひょうご戦略」より遙かに厳しい基準であるのなら、武庫川だけを特別扱っていてもいいのか。先進的なものであれば、「生物多様性ひょうご戦略」の中に盛り込まれるべきである。
- ・ 武庫川らしい景観の保全・創出については、2つの原則の中だけでなく、別途検討する必要がある。
- ・ 2つの原則は最低必要限度のものである。武庫川環境は過去と比べて悪くなってきているため、現状よりもよい環境にしていくことが重要である。
- ・ 過去に遡って環境を改善するのは、配慮を検討すべき「生物の生活空間」だけということだけでなく、優れた「生物の生活空間」についても同様に現状よりもよい環境にしていく必要がある。
- ・ 総論は素晴らしいが、各論がそれに見合ったものにならないことが多い。2つの原則についてはそうならないようにしてほしい。
- ・ 原則2の優れた「生物の生活空間」の中核的範囲を特定する際の閾値について、流域委員会の場でも議論したい。

1-2 その他環境に関する委員からの意見書について

(1) 武庫川流域の貴重植物の保全について

伊藤委員より「武庫川流域の貴重植物の保全について」（資料 4-4）に基づき、武田尾での貴重植物伐採の報告と併せて、県に対応を検討するよう要請があった。県から、今回の貴重植物の伐採箇所は民有地のため、事前に県に届け出を出してもらうことは困難であり、貴重植物を守るためには、地権者等に協力を依頼するしかないとの考え方を示したが、委員会から更に対策を検討するよう要請があった。

(2) 武庫川の天然アユ復活をめざした今後の取り組み（案）について

田村委員より「武庫川天然アユ復活をめざした今後の取組（案）」（資料 4-3）に基づき、「武庫川アユ調査会（案）」の設置に関する宝塚土木との協議結果について報告があった。県から、来年度は県、漁協、コンサルだけで調査を実施し、調査が軌道に乗った段階で提案のあった調査会を設置したいとの考え方を示したが、委員会から流域連携の視点を重視し、この問題に熱心に取り組んでいる流域住民等の団体と事業者である漁協、学識経験者と県との協働をはかるため再検討するよう要請があった。

(3) 武庫川一斉調査に対する協力の要望

村岡委員より「武庫川一斉調査に対する協力の要望」（資料 4-5）に基づき、6月7日（日）に実施する水質調査への参加及び調査経費の支援について要望があった。

2 既存ダムについて

県より、「既存ダム」（資料 2-1、2-2）について説明があり、以下のことについて報告するよう要請した。

- ①平成7年5月に千苺ダムの水位が回復した降雨状況
- ②各市の人口推計値と県・国の値を比較し、差がある場合には、その理由
- ③長期水需要予測の原単位
- ④人口減少による水道事業への影響、問題点

（主な意見等）

Q1 青野ダムは、平成6～7年の資料はないのか？（委員）

A1 青野ダムでは、平成6～7年には取水制限等の実績がないため、平成17年の資料を作成した。（県）

Q2 人口推計は、県・市とは別に、国が出した各市のデータがあると思うが、国のデータはどうなっているのか。（委員）

A2 国立社会保障・人口問題研究所から市町村ごとに出ている各市の状況について報告する。神戸市は、2015年（平成27年）に153万人。平成22年に154万人と、それほど差がない。西宮市は、平成22年に48万4

千人。平成 27 年に 49 万 4 千人。平成 32 年に 49 万 9 千人となっている。(県)

- ・ 人口が増えるのは、阪神間では西宮と芦屋だけで平成 35 年頃にはみんな減っているような記憶だった。全体的には減る傾向なのは間違いない。(委員)
- ・ 各市によって若干差がある。増えているところが、現在平成 21 年で今から増える市が、神戸市、西宮市、宝塚市となっている。伊丹市、尼崎市は減少していく。神戸市、西宮市、宝塚市についてもいつまでも増加するわけではない。(県)
- ・ 人口の予測というものは当たるかもしれないが、水需要は人口が増えたからといって増えるとは限らない。水需要予測の原単位はどうなっているのか？景気の影響など、他の要素についても情報の提供が必要だ。(委員)

Q3 資料 2-2 では実績値と計画値が乖離している。この矛盾点について、市はどのような説明をしているのか？(委員)

A3 過去には過大な人口予測をしていたが、最近の推計では見直しが進んできている。(県)

- ・ 神戸市の推計についての原単位は？ 矛盾点を明らかにすることが必要である。

Q4 資料 2-1 で、平成 7 年の 5 月に千叡ダムの水位が急に回復している。この時の降雨量はどのような状況だったのか？(委員)

A4 平成 7 年 5 月 11 日から 12 日に 186mm の降雨があった。(県)

Q5 それは集中豪雨か？(委員)

A5 その年の最大雨量である。集中豪雨であったかどうかまでは調べていない。調べて後日報告する。(県)

- ・ 人口予測は、全然当たっていないのが現実である。過去は過大な予測があって現在見直しをしている。神戸市でも、人口予測が変わったことで問題が起こっているはずなので、どんな問題があるのか、次回に報告してもらいたい。篠山市では人口予測が大きき狂い、過大な契約取水量が問題になっている。水が余っている三田市についても同様である。(委員)

3 流域対策について

県より、「流域対策」(資料 3-1、3-2)について説明があり、今後の検討状況について報告するよう要請した。

(主な意見等)

Q1 下水道に対する効果の考え方として資料 3-1 で示している河川の小流域ごとの効果量を算出する方法と各下水道計画において流出解析する方法とでは、どちらが安全側もしくは危険側となるのか？(委員)

A1 流出係数が異なるのみで流出抑制効果量を算出する考え方はどちらも同じであり、どちらが安全側ということではなく、小流域での効果を地先効果としてとらえて市と協議しているということである。(県)

Q2 地先効果ということでは、氾濫が予想される地域で行う必要があるのではないかと？(委員)

A2 下流域で浸水被害があった有馬川流域で検討した結果を資料 3-1 の「河川水位の低減」に示しているが、河川水位の低下量は小さく、浸水被害を軽減するまでには至らないという結果であった。(県)

Q3 有馬川流域以外の流域であれば、異なる結果が出るのではないかと？(委員)

A3 有馬川流域は流域対策施設が多く効果量は大きい方の流域であり、その他の流域については小流域ごとに評価している効果量から考えて河川水位を低減し内水被害を軽減できるとは考えられない。(県)

- ・ 有馬川のように効果を水位で表現するとわかりやすい。(委員)
- ・ 流域対策の今後の検討状況について報告してほしい。(委員)

4 その他

(1) 防災シンポジウム in 武庫川について

県より、「防災シンポジウム in 武庫川の開催結果報告」(参考資料 3)について説明があった。

(2) 河川整備計画(原案)の提示時期について

県より、表記について、原案作成作業が若干遅れ気味であるが、遅くとも今年秋のうちには行いたいという説明があった。

5 次回運営委員会

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

・ 第 89 回運営委員会 4月27日(月) 13:30～

◆ 第 88 回運営委員会配付資料

(環境について)

資料 1-1 環境の 2 つの原則について

資料 1-2 環境の 2 つの原則について(別冊資料)

(既存ダムについて)

資料 2-1 取水制限などの渇水対応経緯

資料 2-2 水需要予測について

(流域対策について)

資料 3-1 流域対策について

資料 3-2 猪名川における広報活動について

(委員からの意見書)

資料 4-1 意見書(奥西委員)

資料 4-2 意見書(酒井委員)

資料 4-3 武庫川天然アユ復活をめざした今後の取組(案)(田村委員)

資料 4-4 武庫川流域の貴重生物の保全について(伊藤委員)

資料 4-5 武庫川一斉調査に対する協力の要望(村岡委員)

(参考資料)

- 1 第 87 回運営委員会の協議状況
- 2 「生物多様性ひょうご戦略(案)」について
- 3 「防災シンポジウム in 武庫川」の開催結果報告
- 4 人・生きもの・川づくり パンフレット
- 5 多自然川づくり基本方針

第89回運営委員会の協議状況

日時 平成21年4月27日(月) 13:30~17:00

場所 宝塚市商工会議所 第1・2会議室

出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、加藤、草薙、佐々木、谷田、
田村、土谷、中川
(河川管理者) 松本、土居、野村、古高、杉浦、長田、長尾、岩間、前田、平塚

内容(協議結果)

1 既存ダムについて

(1) 平成6年渇水の千苜ダム水位回復時における降雨状況について

県より、「平成6年渇水の千苜ダム水位回復時における降雨状況」(資料1-1)について説明があった。

(2) 長期水需要予測等について

県より、「長期水需要予測等」(資料1-2)について説明があり、以下のことを確認した。

①県は、神戸市の製造用水の推算値を計算する際に、出荷額ではなく第2次産業従業者数を使用した理由を確認する。

②県は、負荷率と年降雨量の相関、負荷率と降雨量の季節変化関係等について資料整理を行う。

③県は、過去の渇水危機の実績(渇水をどう解決したかについて)をまとめる。

(3) 既存ダムの検討状況について

県より、「既存ダムの検討状況」(資料1-3)について説明があった。

(主な意見等)

Q1 資料1-2には、10年後の水需要の推計値(都市活動用水、製造用水等)しかない。同じレベルで比較できる年度毎の推計値はないのか。(委員)

A1 ありません。(県)

Q2 製造用水の推計値の算出に、第2次産業従業者数を変数としているが、一般的には出荷額等に対応させるのではないのか。(委員)

A2 出荷に関しては工業用水を使用しているため、相関があった第2次産業従業者を使用していると考えられるが、後日、市に確認する。(県)

Q3 負荷率と年降雨量の相関をとってみてはどうか。また、負荷率(有収率)と降雨量の毎月の季節変化を対応させたらどうか。

A3 負荷率と年降雨量の相関、負荷率と降雨量の季節変化関係等について資料整理する。(県)

Q4 農業用水の変化も見た方が良くはないか。(委員)

A4 農業用水データはないかもしれない。(県)

・ データがない場合は、農業用水の検討が必要かどうかを考えてもらいたい。(委員)

Q5 武庫川からの取水に対してどんな変化があるのかをまとめておく必要がある。(委員)

A5 資料1-2の資料は、市の水道事業全体の推計値についての説明であるが、武庫川からの取水に関しては、後ほど説明する千苜ダムの評価の際に検討しており、現在、整理中である。(県)

Q6 資料1-2(P11)で、H18年の実測と推計値が違うのは負荷率が違うためと説明があったがそうなのか。負荷率はそれほど違ってない。負荷率が原因なのか。再度説明を求める。(委員)

A6 H18年についていえば負荷率だけではなく有収率も影響している。(県)

Q7 有収率は年々上がっているのに将来の推計値を最小値としているのは不適切ではないのか。(委員)

A7 水源は一日の平均的な水量で評価し、配管等の施設は一日の瞬間最大値でも送水できるように整備するものと考えている。ダムの評価をする際には日平均量を用いることにしており、有収率の差異は水余りを評価する際に問題とはならないと考えている。(県)

・ 有収率の数値について議論しているが、予測値90%が、実績と僅か2%違うからといって信用できないデ

ータというのはおかしい。(委員)

- ・洪水期はダムに水はたまっている。その時に対応した実務的な負荷率をあてた方がよいのではないか。(委員)
- Q8 水道事業の需要予測の数値確認はできた。しかし、人口が減少し 2055 年で 2005 年比約 7 割になる。それを見通して、整備計画の観点からすれば 10 年のスパンでなくもっと先の予測がどうなのかが必要なのではないか。(委員)
- A8 30 年後のことはこれから考えなければならないと考えている。(県)
 - ・人口の変動もあるが、渇水の影響もある。治水のための数値を割り出すために利水容量がどうしたら小さくなるかという期待を持って議論を進めるのはいささか疑問である。(委員)
 - ・今の議論は渇水リスクの話ではなく、水需要が将来的に減少する中どれだけの容量がダムに必要なかである。それに対してどうするかという議論である。渇水とは分けて考える必要がある。(委員)
 - ・ダムの貯水容量を決めるのは渇水時に必要となる容量だから、別の議論ではない。(委員)
 - ・気候変動の予想を渇水対策にどう反映させるかはまだ分かっていない。そこをどうするかも大きい課題である。(委員)
 - ・降雨量の変動が激しいため水がめの評価が落ちている。大胆な予測が必要となると考えている。(県)
 - ・治水でも気象変動を考慮したので、渇水(水需要)予測でも気象変動を含めて考えた方がよい。(委員)
- Q10 丸山ダムの構造面の課題について、ゲート構造には問題はなく、操作ルールの検討の必要があるということ間違いはないか。(委員)
- A10 構造上の問題はない。(県)
- Q11 千苺ダムの改造は、既存の放水トンネルを拡幅する案を再度検討してもらいたい。岩盤の強さから安全性が確保できるならトンネルの敷高を掘り下げる検討の余地あるのではないか。(委員)
- A11 非洪水期に工事を完了できるのか、また、非洪水期に小出水が発生した場合の対応についても考えなければならない。(県)
- Q12 トンネルを一気に掘り下げる必要はない。工事中もトンネルに水を流すことは可能ではないか。(委員)
- A12 大規模洪水が発生した時に流すべき量は 1,500m³/s で、現在の状況では 1,000m³/s 不足している。現在のトンネルの規模では放流能力が 150m³/s 程度なので、トンネルが 6 本程度必要となる。したがってトンネル 1 本だけでは処理できないと考えられる。(県)
 - ・トンネル 1 本では処理できないのは分かった。出来るだけ既存の施設が利用できないかを考えてもらいたい。(委員)
- Q13 ケース 3 を適用すると、既存施設の安全性を確保するための 1,500m³/s の放流に対応できるとともに、同時に治水活用にも対応出来るということか。ダムの安全性を確保するために 1,500m³/s 流れる措置を行う必要があるということであれば、治水活用のために特別にダム構造を改造するという事にはならないのではないか。(委員)
- A13 資料で検討している 3 ケースは、千苺ダムを治水に活用するための改造案である。1,500m³/s を流すだけであれば、同じ構造の施設になるかどうか分らない。1,500m³/s 放流できるトンネルだけあれば良いと考えられる。(具体的構造は未検討)(県)
- Q14 現在の放流施設と現在の景観を活かしてもらいたい。30 年後だけでなくそれ以降を考えると堆砂を取り除いて貯水容量の増大も考えなければならないのではないか。(委員)
- A14 貯水池の堆砂を取り除いて容量を確保したとしても、それがすぐに治水に活用できるわけではない。(県)
- Q15 河川整備計画の時点で放流施設(トンネル)の高さを固定した場合、次のステップ(将来的に治水容量が増えた場合)に対応できるのか対応できないのかも考慮する必要があるのではないか。(委員)
- A15 言われるとおりである。現在、そうした事についても確認しているところであるが、容量を設定中のため、容量が決まった際に施設の再設定をする予定である。(県)
- Q16 利水者の合意は置いておいて、最大治水転用時の放流施設(トンネル)の高さをどれくらいまで下げられるのか確認する必要がある。概算費用は算出しているのか。(委員)

A16 概算費用は算出中である。(県)

- ・ 計画作成において概算費用はおおざっぱでも必要である。(委員)
- ・ 短期的には工事が大きなウエートを占めるが、治水の機能を持たせてゲート操作室を造るのであれば、管理面の長期的な人件費も無視できない。(委員)
- ・ 過去の渇水危機の実績をまとめてもらいたい。データの提示ではなく、どう解決したかを含めてまとめてもらいたい。水源の必要最大量でなく、水需要を減らす工夫を知りたい。(委員)

2 河川改修工事の実施状況について

県より、「河川改修工事の実施状況」(資料2)について説明があり、以下のことを要請した。

- ・ 県は堤防補強工事について、要対策区間と工事箇所の間隔を整理して提示する。

(主な意見等)

- Q1 H20 河床掘削工事の地点で高水敷にワンドのような整備がされているのは、何のためか？ また、今回の掘削で撤去されていないか？(委員)
- A1 河床掘削工事は河床を掘り下げて流下能力を上げるための工事であり、高水敷は掘削していない。ワンドについては生物環境のためではないかと思うが調べてみる。(県)
- Q2 H19 年度までに施工済であることを示す黒の着色は、広域基幹河川改修事業の目標レベルで完了したということか？(委員)
- A2 そのとおりである。(県)
- Q3 堤防補強工事の実施箇所と第2回減災対策検討会で示された要対策区間の関係が分かるように整理できないか？(委員)
- A3 整理して提示する。(県)
- Q4 河床掘削工事を行った4号床止上流にブロックが残され、そこから上流6号床止まで中州が発達し堆砂が進行し、水深が浅くなっている。ブロックを撤去して、河床掘削を行う必要があるのではないか？(委員)
- A4 ブロックは床止工の前後に設置して構造物と土砂部の境界部分の洗掘を防ぐための護床工ではないかと思われる。堆砂の進行は護床工によるものではなく上流から土が運ばれてきたものである。床止工の天端高は計画断面と整合しているため、その高さを超えるほど溜まりすぎた場合は維持工事として掘削する。(県)
- A4 床止工上流の河床高は、その天端高さとなるものであり、床止工の上流に砂が溜まっていなければ機能を果たしていないことになる。床止工は安定した河床勾配を得るために設置されているのだと思う。(委員)
- Q5 床止工は必要なのか？ 他の河川でこれだけ床止工がある河川はないのではないか？(委員)
- A5 床止工が必要かどうかという議論は簡単ではない。床止工が無ければさらに下流の溜まりやすいところに堆積することになる。床止工は河床を保つようにするものである。(委員)
- A5 武庫川と同等の勾配を有する河川では床止工や落差工を設けている。(県)
- Q6 リバーサイド住宅は広域基幹河川改修事業区間に入っているのか？(委員)
- A6 事業区間に入っている。(県) ※補足説明参照(委員からの要請により後日県から説明があった内容)
- Q7 リバーサイド住宅の移転に伴う事業の実施状況はどうなっているか？(委員)
- A7 移転対象82戸のうち、河川事業で79戸、道路事業で3戸を対応しており、河川事業79戸のうち6戸が未移転、そのうち2戸が契約済み、4戸が未契約である。
- Q8 リバーサイド住宅部分は河道となるのか？(委員)
- A8 3,300m³/s河道に対応した移転を行っているため河道として整備することになる。(県)
- Q9 リバーサイド住宅部分は計画上どのような位置づけになるのか？(委員)
- A9 河川整備基本方針をにらんでの先行補償であり、いずれ河川整備計画に位置づけていく。(県)
- Q10 H22以降残事業を示す緑の着色は、既存計画に基づく残事業を示しているものであって、河川整備計画で位置づける事業とは別の話か？(委員)
- A10 そのとおりである。(県)
- ・ 床止工に砂を溜めていくことの是非を問題提起したい。(委員)
 - ・ 治水と環境のバランスをどう考えるかを整備計画に載せていくべきであり、その議論をしなければなら

いと思う。(委員)

- ・ 名塩川合流点において、名塩川が本川に滑らかに合流するように配慮してほしい。(委員)

3 その他

(1) 河川整備基本方針の国土交通大臣同意について

県より、「河川整備基本方針の国土交通大臣同意」(資料4)について、以下の説明があった。

- ・ 河川整備基本方針が本年3月10日付けで、国土交通大臣の同意を得たこと
- ・ 国土交通省との協議過程で、河口を主要な地点として追記したこと

(2) 県の人事異動について

県より、「4月の人事異動に伴う武庫川に係る職員の異動」(参考資料2)について説明があり、県と委員は、今回の人事異動で提言をまとめる過程での議論に直接かかわった県の担当者が全くいなくなったことに留意し、議論の内容を伝承するよう努めることを確認した。

(3) 出席者名簿について

行政側の出席者名簿に運営委員会に出席している建設技術研究所のメンバーも加えることを要請した。

4 次回運営委員会

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

- ・ 第90回運営委員会 7月6日(月) 13:30~

◆ 第89回運営委員会配付資料

(既存ダムについて)

資料1-1 平成6年渇水の千苅ダム水位回復時における降雨状況について

資料1-2 長期水需要予測等について

資料1-3 既存ダムの検討状況について

(河川改修工事の実施状況について)

資料2 河川改修工事の実施状況について

(委員からの意見書)

資料3 意見書「武庫川の社会環境の議論を」(酒井委員)

(その他)

資料4 河川整備基本方針の国土交通大臣同意について

(参考資料)

- 1 第88回運営委員会の協議状況
- 2 4月の人事異動に伴う武庫川に係る職員の異動について
- 3 武庫川水系河川整備基本方針

◆ 補足説明

2 河川改修工事の実施状況について

A6 リバーサイド住宅が広域基幹河川改修事業区間に入っていることについての補足説明

(1) リバーサイド住宅は、広域基幹河川改修事業の事業区間には入っている。このため、現計画流量2,600m³/sを流下させるために必要な河川幅の中にある用地の取得及び家屋の移転補償は広域基幹河川改修事業で行っている。

(2) 一方、流域委員会での審議を踏まえて、基本高水流量が4,690m³/sとなったことに伴い、リバーサイド

付近における河道分担量は 3,300m³/s となり、現計画から大幅に増加した。この流量を流下させるために必要な河川改修計画を検討したところ、右岸へのさらなる引堤が最適であると判断した。

- (3) この結果、現計画では移転対象外であった区域も、将来、河川改修による移転が必要となることから、見直した河道計画に基づき、先行的に用地の取得及び家屋の移転補償を行うこととした。
- (4) 見直した河道計画は、いずれ河川整備計画に位置づけていく。

第90回運営委員会の協議状況

日時 平成21年7月6日(月) 13:30~17:00
場所 西宮市男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、加藤、草薙、佐々木、谷田、
田村、土谷、中川、山仲
(河川管理者) 松本、土居、野村、古高、杉浦、長田、長尾、志茂、吹田、吉栖、岩間、前田、伊藤、
平塚
(コンサルタント) 富士川、土居、釜谷

内容(協議結果)

1 既存ダムについて

(1) 長期水需要予測について

県より、「神戸市の推計(製造用水)に出荷額を使用していない理由」、「負荷率と年降雨量の相関について」(資料1)について説明があり、以下のことを確認した。

① 県は、過去10年の神戸市、西宮市(北部)の実績日平均給水量と実績日最大給水量から求められる月毎の負荷率を整理し、村岡委員が分析を行う。

② 県は、千叡ダムがどんな規模の渇水を想定しているかを神戸市に確認する。

(2) 過去の渇水危機の実績について

県より、「過去の渇水の実績」、「青野ダム・千叡ダム・丸山ダムにおける4月以降の貯水率の推移」(資料1)について説明があった。

(主な意見等)

Q1 千叡ダムは、洪水時に常時満水位から1.5m水位を下げて運用することとなっているが、現在のゲートの状況はどうなっているのか。水位1.5m分の容量は、貯水率にすると何%程度か。(委員)

A1 6月1日までにゲートを全開状態にしている。常時満水位から1.5m下げた分の容量は、貯水率15%に相当する。(県)

Q2 4月以降の貯水率の推移を見ると、空梅雨と言われるなか、青野ダムは減少傾向であるのに対して千叡ダムは減っていないのは使用してないからではないか。(委員)

・ 集水域が大きいからではないか。(委員)

・ 流入量分だけ使うなど、需給バランスをとった結果だと思われる。(委員)

Q3 青野ダムと千叡ダムの貯水状況の差は、ゲート操作や水管理の違いにあると思うが、その考え方の違いは何か。(委員)

A3 千叡ダムは、洪水時には放流能力が不足するので洪水時にゲートを開いており、水位は常時満水位から1.5m下がって維持されている(貯水率100%までは回復しない)。青野ダムは、十分な放流能力があるので、貯水率は100%の満水状態まで水を貯めることができる。(県)

・ 千叡ダムでも設計放流量を大きくすることが出来ればより貯留することが出来る。(委員)

Q4 7月初旬に千叡ダムの水位が上がっているのは何故か。(委員)

A4 ゲートを全開しているので放流量は決まっている。流入量が放流能力を上回っているため水位が上がっている。(県)

Q5 それは豪雨があったら危険な状態ということか。(委員)

A5 大きな洪水が来た場合には、そういう事になるが、この程度の量なら危険ではない。(県)

Q6 負荷率と年降雨量の相関についての説明があったが、どういう仮説のもと作成された資料なのか。西宮市についてはH13以降相関があると思うが、どのように説明するのか。(委員)

A6 前回の運営委員会で村岡委員から負荷率と年降雨量に相関があるのではないかと指摘があったため作成

した。(県)

Q7 負荷率の算出に用いている最大給水量は給水可能量か。それとも実績の水量か。(委員)

A7 実績水量である。(県)

Q8 負荷率は高い方が良いのか。それとも低い方が良いのか。(委員)

A8 負荷率は、最大給水量と日平均水量の比率なので、差が小さければ営業としては楽になる。(県)

・ 負荷率は施設効率だから最大給水量は給水可能量なのではないか。(委員)

・ 負荷率は年平均値ではなく季節ごとの値を見るべきではないか。(委員)

・ 神戸市は給水人口が多いから雨量と負荷率との相関が出ていないのではないかと。即ち、人口が多いところは安定的な供給ができ、人口が少ないところでは雨量変動(季節変動)と若干相関がある。季節変動まで対応した水管理が必要ではないか。豊水年と渇水年をピックアップして一年の季節変動をみてはどうか。月単位の供給量と月雨量を整理してみたら何か分かるのではないかと。(委員)

・ 資料では近年 10 年間の相関を見ているが、この 10 年間に渇水年を含んでいるか定かではない。平成 6 年は渇水年だった。千叡ダム程度の流域面積があると、渇水の被害から逃れていることが分かる。平成 6 年の渇水規模の時にどういう状況であったのか調べてみることに意味があるかもしれない。(委員)

・ 通常、水道事業では 10 年に 1 回の渇水に対応できる計画としているので、10 年規模の渇水で議論して答えを出すべきである。(委員)

・ 千叡ダムがどんな規模の渇水を想定しているかを確認してもらいたい。(委員)

・ 負荷率については、算定条件を確認してデータ整理する。村岡委員に分析いただきたい(村岡委員了承)。

(県)

Q9 データ整理は、神戸市分だけで良いのか。(県)

A9 神戸市全体、西宮市でお願いする。(委員)

・ 1 日平均給水量、1 日最大給水量がともに実績水量なら両方見たい。(委員)

Q10 第 89 回運営委員会資料で、有収率の設定方法が、西宮市は実績の最大値、神戸市は最小値と異なっているのはなぜか。原単位の設定方法が西宮市と神戸市で違うのは何故か。(委員)

A10 有収率については、神戸市と西宮市は同程度の有収率となっている。神戸市は施設整備が進んでおり、西宮市はこれから整備を進めるということで設定方法が異なるものと考えられる。原単位については近年 3 ヶ年の平均値を使っており、妥当であると考えている。(県)

Q11 4 月以降の貯水率の水位をグラフに示しているが、それぞれのダムの貯水率 10%が何 m³ に当るのかについても明示してもらいたい。(委員)

A11 それぞれのダムの貯水率 100%は、青野ダムで 930 万 m³、千叡ダムは 1,124 万 m³、丸山ダムは 189 万 m³ で計算している。

2 植物・植生の保全・再生に係る調査について(武庫川峡谷環境調査)

県より、峡谷環境調査のうち、植物・植生に係る調査の進捗状況(資料 2)について説明があり、以下のことを確認した。

①今回の報告はあくまで進捗状況の中間報告であり最終的な結論ではない。

②今後、環境調査の結果を報告する際には、専門家の見解と県の見解を明確に分けて説明すること。

(主な意見等)

Q1 説明の中で、調査結果の結論のようなものが示されたが、それは専門家の意見なのか。(委員)

A1 県の判断であるが、裏づけとして専門家のご意見を持っている。(県)

Q2 では、例えば冠水 30 日なら生存率が高いと説明した科学的根拠は何か(委員)

A2 日数について明確な判断は専門家から頂いていない。(県)

Q3 委員会に対しては専門家の意見と県の見解を明確に分けて説明すること。必要であれば委員会として専門家に意見を求めたい。(委員)

A3 今日の説明目的はあくまでも進捗報告。専門家の結論が出ているわけではない。県も結論を出しているわ

けではない。結論のように聞こえる説明は、不適切であった。(県)

・専門家と県の関係を確認するため、委託契約書を提示してもらいたい。(委員)

Q4 貴重種ごとに現地個体数や湛水条件が異なる。冠水試験等は各種とも一律に5個体の試験個体で実施しているが、現地の個体数等を踏まえて試験に使用する個体数のバランスを考慮すべきである。(委員)

A4 冠水試験等に用いたものは現地から採取したものではない。種を採取して別の場所で栽培したものを実験に用いている。試験湛水の短縮目標を検討するための試験で、生存・枯死の割合をみることが重要であるため、必ずしも現地の個体数見合いの試験個体数により実施する必要はないと考えている。(県)

Q5 調査結果の評価は河川部局だけで判断するのか。(委員)

A5 各分野の専門家で構成する河川審議会環境部会で評価をお願いする。(県)

Q6 環境の2つの原則の後半部分の検討を現在進めていると思われるが、検討状況を次回には報告してもらえるのか。(委員)

A6 現在、検討を進めているところである。前例のない取り組みで、専門家から異なる意見をいただいております、その検討に時間を要しているため、予定よりも少し遅れている。(県)

・環境の2つの原則の検討では、現状維持だけでなく、現在の河川状況をどう良くしていくかという、より積極的な視点で整備計画に盛り込めるようにしてもらいたい。また、課題が分かっている箇所に関しては、その手当を整備計画に落とし込めるようにまとめてもらいたい。(委員)

3 その他

(1) 武庫川水系における増水警報システム(回転灯)の設置について

県より、「武庫川水系における増水警報システム(回転灯)の設置」(資料3)について説明があり、都賀川水難事故調査団の報告でも必要とされている流出抑制を整備計画に位置づけるよう要請した。

(2) 治山・治水アクションプログラムの策定について

県より、「治山・治水アクションプログラムの策定」(資料4)について、武庫川流域でも策定され防災施設図及び警戒情報図が公表されたことの説明があった。

(3) 河川整備計画の策定についての基本的な考え

岡田委員より、表記に関する意見書(資料5)について説明があり、そのうちハザードマップに関する質問については、県より、以下のとおり回答があった。

○尼崎市ハザードマップの表現方法について

・会計検査院は会計実地検査の過程において、「同一市町村内に直轄管理河川と都道府県管理河川があり、それぞれの浸水想定区域が重複する場合、各河川の対象とする降雨確率が大きく異なり、洪水発生確率が大きく異なる場合などは、それぞれ単独の浸水想定区域図ごとにハザードマップを作成すべきである。」という見解を示した。

・尼崎市のハザードマップが猪名川と武庫川を単独で作成しているのは、「異なる管理範囲」や「中央官庁からの会計上の取扱い」とした理由からではなく、会計検査院等の見解を踏まえ、浸水想定区域の対象とする降雨確率や降雨分布が猪名川と武庫川で異なることなどが理由であり、尼崎市洪水ハザードマップ作成検討委員会で協議し決定した。

(4) 公開質問状と回答について

法西委員より、表記に関する意見書(資料6)が提出された。

(5) 2009年度武庫川水質一斉調査の結果と意見

村岡委員より、表記に関する意見書(資料7)について説明があった。

(6) 武田尾地区浸水対策について

伊藤委員より、表記に関する意見書(資料8)について説明があり、県より、移転交渉経過について以下のとおり報告があった。委員会からは、生瀬地区などの既存事業計画の内容を次回運営委員会で説明するよう県に要請し、既存計画に関する個別の意見はその時に意見交換することを確認した。

○武田尾地区移転交渉経過

・地図訂正が完了し、新たな提案も含めて、全体説明会、治水対策委員との協議、自治会長との

協議等詰めて行っているが、関係者それぞれの意向も異なるため今後も引き続き交渉を続ける。

(7) 武庫川三田地区河川改修について

伊藤委員より、表記に関する意見書(資料 9-1)について説明があり、県より、滞筋を保全した部分的な維持掘削である(資料 9-2)と説明があった。

(8) 阪神連続立体交差に係る武庫川橋梁対策について

伊藤委員より、表記に関する意見書(資料 10-1)、県より、説明資料(資料 10-2)が提出されたが、時間の関係から次回減災対策検討会で意見交換することを確認した。

(9) 流域連携について

田村委員より、表記に関する意見書(資料 11)について説明があり、時間の関係から次回運営委員会で意見交換することとし、委員からの問題提起という形で議題にすることを確認した。

4 次回運営委員会

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

・ 第91回運営委員会 8月25日(火) 13:30~

◆ 第90回運営委員会配付資料

(既存ダムについて)

資料1 既存ダムについて

(峡谷に係る環境調査状況について)

資料2 植物・植生の保全・再生に係る調査について

(その他)

資料3 武庫川水系における増水警報システム(回転灯)の設置について

資料4 治山・治水アクションプログラムの策定

(委員からの意見書)

資料5 意見書「河川整備計画の策定についての基本的な考え」(岡田委員)

資料6 意見書(法西委員)

資料7 意見書「2009年度武庫川水質一斉調査の結果と意見」(村岡委員)

資料8 意見書「武田尾地区浸水対策について」(伊藤委員)

資料9-1 意見書「武庫川三田地区河川改修について」(伊藤委員)

資料9-2 意見書「武庫川三田地区河川改修について」に関する説明資料

資料10-1 意見書「阪神連続立体交差に係る武庫川橋梁対策について」(伊藤委員)

資料10-2 意見書「阪神連続立体交差に係る武庫川橋梁対策について」に関する説明資料

資料11 意見書(田村委員)

(参考資料)

1 第89回運営委員会の協議状況

第91回運営委員会の協議状況

日時 平成21年8月25日(火) 13:30~17:00

場所 西宮市大学交流センター 講義室1

出席者 (委員) 松本(誠)、奥西、川谷、法西、村岡、長峯、伊藤、岡田、草薙、佐々木、谷田、
田村、土谷、中川

(河川管理者) 松本、土居、野村、古高、杉浦、長田、長尾、吹田、吉栖、寒川、岩間、前田、伊藤、
平塚

(コンサルタント) 富士川、土居、釜谷

内容(協議結果)

1 既存ダムについて

県より、「西宮市と神戸市の月別取水量データと月別降雨量データ」(資料1)の資料提供と「神戸市が想定している千苅ダムの渇水規模」についての報告があった。

(主な意見等)

- ・神戸市に千苅ダムが想定している規模の渇水を確認したところ、千苅ダムの渇水規模は20年間で2番目の渇水を想定しているとのこと。(県)
- Q1 月別の負荷率で見ると、千苅ダムは負荷率0.85(計画値)を割っている時が少ない。計画値よりも実績の方が多いため0.85という設定値は厳しく見積もっているのかなと思う。利水計画で最も重要なのは人口推移。50年、100年先の長期的な人口予測では減少すると考えられるからやはり利水量も減っていくと考えられる。利水計画で考える長期的な目標と治水の長期的な目標で整合性が取れるのか。(委員)
- A1 治水の長期的な目標と利水の長期的な目標でどんな整合を取る必要があるのか分からない。(県)
- Q2 治水計画は長期的に行われるが、利水計画は50年先の人口が減ると考えられるのに長期的な計画が立てられていない。利水に関して10年ごとの段階的な計画を立てているが、長期的な計画のもとで段階的な計画を行っているわけではない。このようなことで整合が取れるのかどうか。(委員)
- A2 利水安全度と長期的な目標は別問題である。現在あるいは近い将来の水需要に対してどの程度の安全度によって水供給していくかという場合に、10年に1回の渇水でも安定した水供給をするというのが安全度の話。利水面の長期的な目標について、たとえ50年、100年先の人口減少が予測できたとしても、現段階で水処理施設を減らす等の話ではない。施設の更新時期等には関係するかもしれない。施設の耐用年数の範囲内で決めていけば良いのではないかと。(県)
- Q3 利水安全度を見直すことはないが、人口減少は利水に大きく影響する。治水にはさほど影響しない。利水の場合、安全度は確保されるものの人口減少によって給水量は減少していく。利水計画の中でそのことも加味する必要があるのではないかと。水道事業者は、段階を追って見直す検討をしているのか。(委員)
- A3 水需要が増加する場合は、必要な時に水が送れないと困るので、先回りして施設整備が必要だと思うが、水需要が減少する場合は減った段階で無駄のないように施設整備を見直せば良いのではないかと。(県)
- Q4 水需要の減少を利水の長期的な目標に加味し、水需要が減った場合には、減る量分を治水に転換できないか。(委員)
- A4 単純に人口減少によって水需要が減少すると判断できるとは限らない。利水容量が余るだろうから30年後に治水転換するといった不明確な契約をすることは出来ない。(県)
- ・50年、100年先というスパンで議論するのは問題のすり替えであり、30年の整備計画を作る際の既存ダムの活用について議論している。30年間の人口減少によって水需要の減少が生じれば利水容量に余裕が出てくるという話である。(委員)
- ・“100年”確率と“100年”先を混同している。1/100年確率の渇水が来年発生するかもしれない。100年後

に人口減少しているから水需要が減るだろうという議論を一緒にするのは乱暴過ぎる。平常時の水需要が減少するだろうという話と渇水年に必要水量が確保されているかという話は少し違う。渇水年でも水を使う人は平常時と同じような水の使い方を期待しているだろうから、その量に耐えられるかどうか。平常時の原単位が減っていることを渇水時に当てはめて議論して良いのか考える必要がある。人口に応じて施設を減少するという議論に関して、配水・浄水施設の規模をどうするかという観点では重要だと思うが、渇水時の貯水量をどう確保して生活に支障がないようにするという議論では少し次元が違うのではないか。渇水時に問題となるのは飲料水だけではなく水洗・風呂等の水量。水洗・風呂等の水供給システム維持の話題と人口一人あたりの飲料水量が少し減ったからその分セーブできるだろうという話を人口減少による水需要減少の話題の延長線上で議論するのは考える必要がある。(委員)

- ・水需要量は、飲料水量だけで決まっているわけではなく、水洗・風呂等の水量も考慮されている。(委員)
 - ・原単位は、単に水使用量を人口で割ったものである。人口の増減による水需要の増減の議論と社会のシステムとして生活するための水需要を維持し続けていくという話題は直接つながった話ではない。(委員)
- Q5 渇水時にも平常時と同じような水供給を期待しているという意見があったが、そうするためには平常時の3～5倍の貯水ができる施設をつくっておくべきということか。(委員)
- A5 そうではない。既存ダムに対して治水転換をした時に渇水リスクが増えるのは事実ですね。(委員)
- ・渇水リスクが増えるとは限らない。満水の時に利水容量を減らして治水活用をするということ。利水減少分が補充されなかった場合のリスクが問題にされているが、そのリスクに対するシミュレーションをしてもらった結果、ゼロではないがきわめてリスクは低い。その場合の対処として節水、最小必要限度の水利用をする等で凌ぐしかない。渇水時に備えて水使用量が減ったとしても、平常時でも治水転用せずに貯留しておくべき、というのは少し理解しにくい。(委員)
 - ・給水制限をする場合、高台の住民にはシビアな影響がある。渇水時に平常時と同様の水供給を求めるのは贅沢と議論するのか。水道関係者は渇水時においても本来期待されている水供給システムを維持することを目的として努力している。(委員)
- Q6 10年、20年、30年後の人口減少予測をして渇水時に水需要がどうなるかシミュレーションをお願いしたい。千苜ダムが想定している渇水規模に対してどれだけの量を確保しておかなければならないのか、またそれは満水位から水深何mなのか。(委員)
- A6 想定している渇水規模で満水状態から一年間放流した時にダムが空になる量なので、どのくらい水が残っているかという話ではない。(県)
- Q7 平成6年の時はダムが空っぽになったがあれはどれくらいの規模か。(委員)
- A7 20年間で最大の渇水である。(県)
- ・平成6年の時はダムは空っぽになり、さらに水が不足したので武庫川から直接補填した。(県)
 - ・既存ダムの利水施設を治水活用することに対する議論の焦点は2つ。一つは確率としては極めて低いが渇水期間が長期にわたった時の考え方。二つめは治水に転用する際に費用がかかるかかからないか。この2つが整理されれば新規ダムを建設するより既存ダムを活用する方が正しい選択である。ものの考え方を整理しなければ数値上のシミュレーションをしても決定打にならない。水需要に関する問題の捉え方、あるいは渇水時における平常時同様の水供給の必要性を前提にして考えなければいけないのかというところに大きな論点があるのではないか。(委員)
- Q8 以前に水が5日間で回復するか調べてあったが、10日間で99%回復するとするならば、10日分×取水量/日の水量が最低確保されていれば大丈夫という考え方で良いのではないか。(委員)
- A8 その話については、以前の委員会で議論して、県も理解している。(委員)
- ・貯水量を変えた時に渇水リスクをどう評価するのかを飛ばしてしまって、人口減少と原単位から水需要が減るだろうから渇水リスクは生じないという議論になっている。だから治水に貢献しようという議論に走っている。しかし、利水のことを考えたらその議論だけで利水に軸足を置いている人達が同意してくれるだろうか。(委員)
 - ・治水に要求するレベル、利水に要求するレベル、環境保全に要求するレベルをそれぞれ考え、どう整合させていくかが流域委員会の最も根元的な議論の一つである。本日の県からの説明は県の意見として聞いて、流

域委員会としても考えていかなければいけない。(委員)

- ・ 濁水リスクを軽んじて治水に回すべきと言っているわけではない。現在、認識されている濁水リスクは認められた上で、治水と利水の関係性を見た場合、人口変動の要素が最も大きい。原単位は産業構造や生活様式が変わらない限りさほど変化しない。考えどころは人口の変動をどう見るか。治水転換したからといって利水安全度が減るわけではない。治水安全度と利水安全度を同じレベルで事を進める中で、対策費用は治水の場合変わらないが利水の場合変わる可能性があるのではないか。その点をもう少し考えるべきではないかと思う。(委員)

2 環境調査について

前回の運営委員会で、県が峡谷環境調査の進捗状況の説明を行った際に、委員より環境調査における専門家の関わりが分かりにくいとの指摘があったことを踏まえて、県より「武庫川峡谷環境調査の進め方」(資料 2) について説明があり以下のことを確認した。

- ① 委員会は環境調査の調査内容に関わるのではなく、調査結果が反映された整備計画に対して議論していく。
- ② 環境の2つの原則、アユ調査については、県がアウトプットを示した段階で、それに対する改善策を提案していく。

(主な意見等)

- Q1 特記仕様書の9条の専門家の指導やヒアリングについては、外部の専門家に再委託をするのか。それとも個別の専門家に対して委託先がヒアリングを行うのか。(委員)
- A1 必要に応じて外部の専門家にヒアリングする。(県)
- Q2 個別にヒアリングした意見を委託先が取りまとめて、どの専門家がどんな意見だったのかを報告書に記載するのか。(委員)
- A2 報告書には専門家名は記載していない。(県)
- Q3 環境調査の報告書は既にできているのか。(委員)
- A3 平成20年度までの成果はできている。(県)
- Q4 前回報告との関係はどうなるのか。あれは中間報告なのか。最終報告なのか。(委員)
- A4 湛水・耐水圧実験結果は前回報告が最終の結果。調査結果の評価は環境部会でこれから行う。(県)
- Q5 前回の運営委員会で専門家の意見と県の意見は明確に区別すべきと指摘した。専門家の意見はどこにあたるのかよく分からない。出来上がった報告書は、委託先の評価即ち専門家の意見のみが反映されたものなのか、それとも県の意見を反映させたものか。(委員)
- A5 専門家の指導を踏まえて委託先がとりまとめたものである。(県)
- Q6 資料2 図中の「創造協会等」の“等”とは何か。他のコンサルタントにも委託しているのか。(委員)
- A6 他のコンサルタント会社にも委託している。具体的には㈱建設技術研究所、いであ株式会社、アジア航測株式会社にも一部の調査を委託している。(県)
- Q7 提示された平成20年度の委託仕様書はその4社に係る仕様書なのか。(委員)
- A7 今日、提示しているのは前回の運営委員会で説明した「植物の冠水・耐水圧試験」に係るもので、全て「ひょうご環境創造協会」との委託契約の特記仕様書である。他3社は別に特記仕様書がある。(県)
- ・ 整備計画が出てきた際に、そのベースになる調査については当然議論になる。この3年間どのような調査をやってきたのか出せる範囲で出してもらって、協議しながらベースを整えていくことで整備計画が出てきたときの齟齬が少なくなる。そういった意味で運営委員会をやっているのだから、その趣旨からいうと、躊躇せずに資料を出してほしい。(委員)
- Q8 環境には人・歴史・文化と自然との関係も含まれるが、仕様書ではそういった調査項目が含まれていない。「景観」に関する調査についてもダムサイトだけでは不十分である。一般人が考える環境に対して、この調査内容は一部に過ぎないのではないか。(委員)

- A8 ダムサイトがどう見えるかという観点だけでなく、峡谷の景観の観点からフォトモンタージュを使ってその影響を明らかにして影響の軽減策を考えていく。(県)
- Q9 仕様書の7ページに「2つの原則に関する調査」として魚道の調査があるが内容はこれだけなのか。また、「2つの原則に関する調査」はすべて終わったのか。(委員)
- A9 魚道評価については、「2つの原則」の検討の前半部分に当たる「現在の環境の把握・評価」の中で、川の連続性の評価をしたが、魚道の有無に関わらず横断工作物の比高が20cm以上あれば移動不能という判断をしており、連続性を正しく評価できていないという指摘があったため、ひょうご環境創造協会に委託し調査を実施したもの。「2つの原則」に関する調査は他のコンサルタント会社に委託し現在も実施中である。(県)
- ・前回委員会で、2つの原則と河川改修全体との関わりについてどのような検討をしているのか説明をお願いしたが、この資料だけでは魚道の評価しか出ていない。(委員)
 - ・2つの原則に関する現状評価の部分については以前の運営委員会で説明済である。(県)
 - ・委員会としての評価のために、2つの原則もある程度まとまった段階で資料を見せてほしい。(委員)
- Q10 2つの原則と河川改修全体の関係に関する調査は、仕様書のどこに記載しているのか。(委員)
- A10 本日提示している特記仕様書以外に仕様書があり、そこに記載している。(県)
- ・資料2を提出していただいたのは、前回の指摘を受けた資料と把握している。過去の武庫川ダムの環境アセス手続きのための調査内容はひどいものだったこともあり、今回の調査は信頼性の確保が極めて重要なポイントである。峡谷環境調査と2つの原則とアユ調査の議論は分けるべきであり、前向きな取り組みである2つの原則とアユ調査に関しては、委員会としてはアウトプットに対する改善策を提案した方がよい。峡谷環境調査については、信頼性の確保が重要であり、委員会は調査内容に関わるのではなく、その結果が反映された整備計画に対して議論した方がよい。(委員)
 - ・本日の環境調査の説明は、仕様書を説明するのが目的でなく前回の運営委員会で出た質問に対する答えと捉えていただきたい。2つの原則については専門検討会で議論を進めているところであり、区切りのついた時点で説明させていただきたい。(県)
 - ・JR西日本から武庫川廃線跡を閉鎖したいと宝塚市に申し出があった。宝塚市は関係機関に意見を聞いて欲しいと返答したが県庁には伝わっているか。廃線跡の閉鎖に伴う影響を考える必要がある。人が立ち入れなくなると渓谷の自然環境の保護にはなるが、渓谷の重要性がなくなってしまう。(委員)

3 河道対策について

- (1) 県より、「生瀬地区の河川改修」(資料3)について、説明があった。
- (2) 県より、「武庫川における堤防強化対策の状況及び今後の方針」(資料4)について、説明があった。
- (3) 県より、「築堤区間の河道対策」(資料5)について説明があり、築堤区間最下流部における流下能力のネック部を解消するため、低水路掘削も治水対策の選択肢の1つとして検討している旨の報告があった。更に、低水路掘削の安全性・社会的影響を確認するため、次の5点について詳細検討していることが報告された。①河床変動計算、②水理模型実験、③塩水遡上計算、④地下水流動計算、⑤国道橋梁の架替え検討

(主な意見等)

(1) 生瀬地区の河川改修について

- Q1 掘削しないのか？(委員)
- A1 下流からの進捗や河川整備計画の決定に応じて実施していくため、今回は掘削しない。(県)
- Q2 張りブロックで施工するのか？(委員)
- A2 環境配慮型ブロックの使用を検討しているが、地元と協議して決めていく。(県)
- Q3 右岸側は埋めるということか？(委員)
- A3 理論上の計画断面のラインを示しているものであり、埋めるわけではない。(県)
- Q4 残事業のうち、護岸はいつ完了するのか？(委員)

- A4 河川整備計画の期間ということになる。(県)
- Q5 景観が良い地域であり、河原に人が来て市民が親しんでいる場所でもあると思うので、委員会を立ち上げて、景観について、トータルとしてのバランスを考えた計画をつくと良いと思うがどうか?(委員)
- A5 河原で人が親しむというのは、半面、バーベキューをしたり、夜遅くまで花火をするなど地元にとっては迷惑な部分もあり、苦情が多いところでもある。また、生態系的には重要な場所であることから専門家の意見も参考にして、その中で地元の意見を取り入れて、計画していく。どういう形式で進めていくかについては、地元の意向も聞いていきたい。(県)
- Q6 リバーサイド跡地は、遊水池にする方向で河川整備計画に位置づけてはどうか?(委員)
- A6 現況が通学路として利用されていること、現状で住んでいる方がおられることから、利用方法については、関係者と協議が必要であり、近々の河川整備計画に位置づけるのは難しいと考える。(県)
- Q7 事業化して予算計上する時点で地元と協議する場を設けていくべきではないか?(委員)
- A7 河川整備計画に位置づける段階では、地元へ協議することはないと思う。その後、実施の段階で地元と協議していくということである。
- ・予算段階で地元協議するという基本姿勢を河川整備計画に記載してほしい。(委員)
- Q8 西宝橋は狭く、付近で交通事故が多い。西宝橋の改修についてどう考えているのか?(委員)
- A8 西宝橋の管理者である西宮市が決めることであり、県から要請することはできない。(県)

(2) 武庫川における堤防強化対策の状況及び今後の方針について

- Q1 詳細検討の目的は何か?(委員)
- A1 500m ピッチの概略設計であったが、現場に入ると場所により背後に盛土があるなど形状に差異があったこと、ボーリングの追加も行ったことから、詳細設計を行った。(県)
- Q2 C・D区間でも、安全率が1.2より小さい区間を見つけることが詳細設計の主たる目的か?(委員)
- A2 それもチェックする。(県)
- Q3 C・D区間で悪いところが見つかったら、そこだけを実施するのか?(委員)
- A3 一連区間で実施する必要があるかどうかを検討することになる。(県)
- Q4 詳細設計の結果、対策不要の区間がでてきたということか?(委員)
- A4 そうである。(県)
- Q5 標準断面で安定計算をするときに、土質の考え方は?(委員)
- A5 3本のボーリングを平均している。(県)
- Q6 工事が終わったところは、Fsが1.4となっているのか?(委員)
- A6 基本的に1.3ないし1.4は確保できている。実際には、基準安全率1.4のところでも1.3のところもある。場所によって、河表側、河裏側ともに対策が必要なところなど、1.4に上げることが困難なところもあり、河川整備計画に位置づけて、次の対策として実施していきたい。(県)
- Q7 阪神電鉄橋梁上流左岸で、堤防の中段に家が張り付いているところは、実際、対策が困難である。数値による評価ではなく、堤防と民家の位置関係を観点として、危険であるという位置づけになるところもあると思うが、そういう考え方を取り入れないのか?(委員)
- A7 詳細検討の結果、阪神電鉄上流は、民家が建っていても堤防幅が大きく安全な箇所もある。(県)
- Q8 民地によって堤防幅が大きくなっているところでも堤防として評価しているのか?(委員)
- A8 評価している。(県)
- Q9 民地になっている部分を色分けして整理した図面はないのか?(委員)
- A9 堤防強化の事業に関して、色分けした図面は作成していない。(県)
- ・堤内地に古い木造住宅がゾーンで立地しているような箇所を色分けして明示した方がわかりやすい。(委員)
 - ・堤防を評価しても、工事費が必要であり、それが課題である。H18年度から3ヶ年で1.7kmの工事を行ったということであるが、残りのkm数からみて、費用と期間がどの程度かかるのか説明が必要である。(委員)
- Q10 整備計画には、まさにそのことを精査して位置づけていくということですか?(委員)

A10 それでよいが、整備計画策定までに、詳細検討が全区間で終了して、それらを反映させた整備計画になるというわけではないことは理解してほしい。(県)

(3) 築堤区間の河道対策について

Q1 掘込区間は河道満杯で洪水が流れても安全だということか？(委員)

A1 掘込河道では破堤氾濫がないため、築堤区間に比べて被害は少ない。護岸の質的強度が劣る場所では対策が必要。掘込区間は決して満杯でよいと言っているのではない。築堤部の安全度確保を優先するということである。将来的には計画高水位以下で洪水を安全に流すことが必要と考えている。(県)

Q2 資料5の流下能力図は不等流計算によって算出されたものか、等流計算によるものか？(委員)

A2 不等流計算によるものである。(県)

(その他意見)

- ・密集市街地を流れる築堤部では、単に低水路を掘削して洪水が流れれば良いというものではないので、しっかりと安全性の検討を行って下さい。(委員)
- ・低水路掘削の安全性や社会的影響に関する検討項目については、議事録に記録して下さい。(委員)

4 流域連携ほか

「意見書」(資料7)により、流域連携をテーマに意見交換する予定であったが、時間の関係から今回の議題とすることを確認した。

5 その他

(1) 平成21年8月9日～10日の豪雨について

県より、「平成21年8月9日～10日の豪雨」(資料6)について説明があり、武庫川水系河川整備計画策定の参考として、今回の豪雨から得られた情報などを報告するよう要請した。

(2) 総合的な治水対策について

伊藤委員より、表記に関する意見書(資料8)に関して、都賀川水難事故調査について(参考資料2)21ページに記載されている流域対応の施策実施の内容をもっと行政から住民に啓発して進めていく必要がある、と意見があった。

6 次回運営委員会

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

- ・第92回運営委員会 10月9日(金) 13:30～

◆ 第91回運営委員会配付資料

(既存ダムについて)

資料1 既存ダムについて

(環境調査について)

資料2 武庫川峡谷環境調査の進め方

(河道対策について)

資料3 生瀬地区の河川改修について

資料4 武庫川における堤防強化対策の状況及び今後の方針について

資料5 築堤区間の河道対策について

(その他)

資料6 平成21年8月9日～10日の豪雨について

(委員からの意見書)

資料7 意見書(田村委員)

資料8 意見書(伊藤委員)

資料9 意見書（岡田委員）

資料10 質問書 佐用町の水害についての質問（奥西委員）

（参考資料）

- 1 第90回運営委員会の協議状況
- 2 都賀川水難事故調査について

第92回運営委員会の協議状況

日時 平成21年10月23日(金) 9:00~13:30

場所 兵庫県民会館304

出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、奥西、川谷、村岡、伊藤、岡田、加藤、佐々木、谷田、田村、中川
(河川管理者) 松本、土居、野村、古高、杉浦、長田、長尾、志茂、吉栖、吹田、岩間、前田、伊藤、平塚
(コンサルタント) 富士川、横江、牧、釜谷、五十嵐

内容(協議結果)

1 河川整備計画(原案)の検討状況について

県より、河川整備計画(原案)の検討状況について、今年の秋までを目途に作成作業中であるが、関係機関等との協議調整により、この目標がずれ込むこともあり、現時点では、原案提示の時期を明らかに出来ないという説明があった。

(主な意見等)

Q1 原案とは、文章で作成するものなのか、フレームとか枠組みを示したものなのか? (委員)

A1 基本方針(原案)と同様に、文章で作成した原案を提示し、説明については、ポイントを絞って、わかりやすく説明する。

Q2 質的にはどのような熟度のものを提示するのか?

A2 基本方針をベースとして、整備計画でどこまでできるかを精査して作成するものである。

2 各対策の検討状況について

県より、「各対策の検討状況」(資料1)により、河道対策、既存ダム活用、新規洪水調節施設、流域対策、減災対策、流域対策・減災対策推進のための制度整備、河川整備計画のフォローアップ組織の各項目について、検討状況の報告があった。県は、各委員の質問、要請等について、次回運営委員会で回答するか、または、整備計画で検討する。

(主な意見等)

(1)河道対策

Q1 塩水遡上・地下水流動計算に際して、堤内地における地下水の利用状況はどのように調査しているのか? (委員)

A1 訪問調査又はアンケート調査により、井戸水の利用状況や利用目的を把握している。(県)

Q2 工業用水など、現在どの程度、被圧(深層)地下水を使っているのか把握すべき。また不圧(浅層)地下水位が低下した場合の、被圧(深層)地下水への影響についても検討して欲しい。(委員)

A2 今回の検討範囲では工業用水としての利用はない。また井戸の深さなど詳細な調査は行っていない。被圧(深層)地下水位は、過去のボーリングデータの結果から、地下十数メートルであることが分かっている。このため、河床掘削が被圧(深層)地下水に及ぼす直接的な影響は少ないと考え、現在は、不圧(浅層)地下水を対象とした検討を行っている。事業実施段階では、出来るだけ広い範囲で、井戸水の水位や塩水混入度など詳細な調査を行い、補償を検討することになる。(県)

Q3 上流地域はどの範囲まで井戸の調査をしているか。阪急付近では地下水をポンプで汲み上げていると思うが、影響はないのか? (委員)

A3 井戸利用調査の対象範囲は、下流築堤区間において流下能力が不足している河口からJR東海道線付近の範囲としている。JR東海道線より下流側の河床掘削は、阪急電鉄付近の地下水に影響が及ばないと考えている。(県)

Q4 河床変動計算、水理模型実験、塩水遡上・地下水流動計算が、実際の河道計画に対してどういう位置づけにあるのか、わからない。掘削計画が既に決まっているのか。(委員)

A4 計画断面ありきで検討しているわけではない。あくまでも掘削の範囲や量を見極めるための検討である。断面については、基本方針の河道断面を最大限とし、各種の制約の中でどこまで広げられるかを仮定しながら検討している。(県)

Q5 河川審議会治水部会に検討方法の妥当性を聴くことになっているが、シミュレーション等の実施について、その妥当性を、後で否定されると困るのではないか?(委員)

A5 検討条件や結果の解釈等、治水部会に相談しながら検討を進めている。(県)

Q6 30年の武庫川の川づくりのコンセプト、基本理念を市民感覚で、どう考えるのか、ということが大事なことであり、そういう視点が抜けている。景観とか、アユの関係とか、川まちづくりの提案の扱いなどを示してもらわなければ議論できない。(委員)

A6 整備計画へは、基本方針を踏まえて、記述していくことを検討している。(県)

Q7 武庫川の現地を視察したが、今後の河川整備を含めて、資料3「武庫川河川改修事業他について」のとおり、気になる点があったので、県の見解を伺いたい。(委員)

A7・①左岸の樹林と護岸整備の詳細について

地元説明会を実施後、老朽化した、地元から要望のある箇所を優先して整備したいと考えている。樹林帯については、その対岸で国道176号が川に張り出してくる予定の箇所でもあり、地元及び国交省と調整が必要と考えている。現在、国道の構造などについて、国交省と調整中である。樹林帯は、無理に伐採する必要はないと考えている。環境配慮型ブロックについては、民家が近いため、地元住民の意向を踏まえて整備を進めていきたい。漁協とも調整が必要と考える。(県)

・②残事業箇所について

治水上、緊急性が高くはないため、すぐに撤去することはない。将来的には保全できない場合もある。(県)

・③周辺景観とそぐわない既設護岸の景観について

県道拡幅と河川改修を併せて行っている。急傾斜であり、用地の制限から、前後の石積み護岸とは違った構造になっている。色は景観に配慮しているが、用地の制限から、一番経済的な工法を選択しているため、結果的に統一感のない形になっている。(県)

・④観光ダムの魚道について

水利権の機能確保のため、河川改修に合わせて堰を造っている。堰は3連であり、通常時は、中央部を少し倒した形で運用している。この場合は、魚道に水が流れている。洪水になると、堰が倒れて、水が本川を流れる。堰が立ち上がるのに数日かかる場合もあり、当日は、側部の堰も少し倒れており、魚道に水が乗っていなかったのではないかと考えられる。当施設は、宝塚市が管理している。(県)

・⑤宝来橋上流の左岸遊歩道の連続性確保について

用地のご協力がいただけなかったため、高水敷の連続性が分断されているのは事実である。残事業として認識している。(県)

Q8 この5つの指摘は、現地の事業現場の話である。その問題を整備計画ではどのように位置づけるのか説明を願いたい。(委員)

A8 環境2原則に基づきこの区間の環境をどのように守っていくのかを現在専門検討会で議論している。その成果を整備計画等に反映するようにしている。環境2原則以外の部分については、人と自然の川づくりの理念に沿って、現地に入る際に検討していく。(県)

Q9 国道2号橋梁の架け替え検討については記載しているが、阪神電鉄橋梁については記載されていない。全体のビジョンが見えない。(委員)

A9 阪神電鉄橋梁については、補強が可能と考えている。架け替えは、駅舎もあり、莫大な費用と時間を要し、流下能力のネック部の解消が遅れる可能性もある。(県)

Q10 国道2号橋梁を架け替えしなければならないという説明と矛盾しないか?(委員)

A10 国道2号橋梁の架け替えについては、河川整備計画期間20~30年の間で架け替えが可能と考えている。

(県)

Q11 河道対策の中に堤防強化も含まれるのか？ (委員)

A11 堤防強化も考えている。現時点で必要と考えられることを実施する。(県)

Q12 事業アセスに値するような武庫川の環境調査等を実施しているが、戦略的アセスは実施していない。新規ダムの建設は考えにくく、遊水地や堤防強化をどのように実施するのか方針を決めなければならない。千苺ダム改造の案はあるが、実施に至っていない。各対策について、課題があるから実施しない、ということではなく、大枠を示して議論すべきである。(委員)

A12 運営委員会は、整備計画の検討状況の情報共有が目的であり、審議する場ではないと認識している。大枠を示すという話は、流域委員会等の公開の場で議論すべきと考えている。(県)

Q13 大枠というのは、新規ダムを整備計画に盛り込むのか盛り込まないか、ということである。どちらの方向で検討しているのか示しても良いのではないかと。(委員)

A13 河道対策でどこまで出来るのか、既存ダムの治水活用でどこまで出来るのか、を検討している。既存ダムの活用については、現時点で水道事業者と合意形成ができていないため示せない。(県)

(2) 既存ダム活用

・ダム中層の水質は、良質だから放流できないとあって、安易に進まないでほしい。水質の状況調査等を行って検討してほしい。(委員)

・負荷率は、0.85 より大きいと水不足、小さいと水が潤沢だと考えてよいと思う。有収で取れない 0.1 は、漏水とメータを設置していない盗水などが想定される。(委員)

・H11.12 は月別雨量 3mm で月別負荷率 0.79。H10.11 は月別雨量 2mm で月別負荷率 0.93。高い値では、H10.10 は月別雨量 339mm で月別負荷率 0.94。月別雨量と月別負荷率にはあまり関係性がないのではないかと。10mm 以下の雨だと警戒しなければならないが 10mm 以上の場合は考えなくてよいのではないかと。(委員)

Q14 以前の運営委員会で示された値は？ (委員)

A14 H10～H19 の有収率を計算しており、神戸市が採用しているのは過去 10 年の最小値=90%。計画値は 90% で実際の値は 90.9(H10)である。(県)

・有収率を高めるのは水道事業者の自助努力である。(委員)

Q15 負荷率のように、率で見ると絶対量としての量の観点が抜け落ちる。ダムは、ある地域に専属的に給水しているわけではなく、給水システムの中で補完的な役割を果たしていることもある。絶対量としてどういう状況のところたくさん供給しているか、また本来供給しなければならない時にどれだけ不足している状況になっているか絶対量で検討しておく必要がある。(委員)

A15 絶対量で検討している。負荷率は振り分けの目安になると思う。負荷率、有収率など、人為的な数値だけでの検討では足りないと考えており、実際どれくらいの水量を使っているのかをベースに検討すると人為的な数値を除いてチェックできるため、そういうチェックも平行して行っている。(県)

Q16 整備計画ができた後の「管理」と「計画」の関係について、「管理の強化」などは努力目標とおくのか、補填も考えた「計画」として高めて考えるのか、などの課題について、どのように取り扱っていくのか？ (委員)

A16 既存ダムの活用については、治水の立場と利水の立場を調整するために既存ダム活用協議会にてお互いの関係者で協議している。利水については利水側の合意が得られないと計画に位置づけられないと考えている。(県)

Q17 既存ダムの活用が整備計画レベルで終了するわけではない。基本方針への対応まで考慮した施設計画を検討すべきである。(委員)

A17 そのように考えて検討している。(県)

・利水と治水で協議し、互いに合意しなければ計画に位置づけられないと言われたが、二級河川は河川管理者が全ての責任者である。水利権は誰が与えるのか。その点について整理してほしい。(委員)

・今回の整備計画は、次の 20～30 年、さらに次の 20～30 年につなげるような考え方をしてほしい。(委員)

(3)遊水地

Q18 優良農地であるため、計画に位置づけないということであるが、上野遊水地のように農地を使用した事例がある。(委員)

A18 上野遊水地は、元々、水が溜まる低地を壁で囲んでいる。武庫川では、掘り下げる必要があるため、条件が異なる。(県)

(4)新規ダム

Q19 環境影響評価においては環境影響評価準備書が必要であるが、準備書がないという手続き的な問題がある。また、戦略的環境アセスの考え方になっていないという問題がある。仮に整備計画ができて、環境審議会で審議がストップし、整備計画が実施できないことで最も困るのは地元住民である。河川管理者は、そういうことを考えて環境調査を行ってほしい。(委員)

A19 騒音・振動等を含む環境影響評価準備書については、新規ダムが整備計画に位置づけられて、事業実施のための施工計画等が決まってから議論するものである。戦略的環境アセスについては、環境省の方針を踏まえた上で、国交省・県は具体的に進めるという方針になっていない。現在行っている環境調査は、長期間にわたり情報収集した上で、影響検討・保全措置を検討しようとしているものであり、詳細情報がない中で事業を行うか行わないかを検討する戦略的環境アセスよりも、一般的には、精度が高いと考えている。(県)

・兵庫県は戦略的環境アセスを実施していないのに、どこの戦略的環境アセスと比較して精度が“高い低い”を言えるのか。比較する場合は、戦略的環境アセスの事例などの根拠を調査しておいてほしい。(委員)

・H18 年度に国土交通省から“河川事業の計画段階における環境影響評価の分析方法と考え方”のレポートが出ている。これは環境省と国土交通省が共同で実施している。計画段階での戦略的環境アセスを実施すべきである。(委員)

・8月初めの集中豪雨により、桜の園で山腹崩壊があった。ダムの湛水時にも崩壊の恐れがあると考えられるので検討してほしい。(委員)

・河川工学的な考え方だけでなく文化的景観という概念でいろいろな側面から川のあり方を考える傾向にある。河川管理者の考える川ではなく、違う評価・分析の仕方が必要である。流域市民・県民の考えも考慮すべきである。(委員)

(5)流域対策

Q20 市にとって、費用負担が課題となることは、前から想定していた。条例等何らかの形で費用負担のあり方を示しておかないと流域対策は前進しないのではないかと思う。(委員)

A20 費用負担については、いろいろな案で調整中であり、意見がまとまっていない。(県)

・負担のあり方を示していかないと市は動かないと思う。上流市の負担が大きいので、検討してほしい。(委員)

Q21 整備計画と推進計画の2本の計画があるが、流域対策は、どこに書くのか？ その中に、負担の方針を書くべきである。(委員)

A21 推進計画に書くのであるが、負担についての書き方は、検討中である。(県)

Q22 学校・公園貯留については、武庫川企画調整課と市で協議しているのか。下水道課は加わっていないのか？(委員)

A22 下水道課も協議に参加し、下水道行政の補助メニューについて推奨している。主体は武庫川企画調整課と市で協議している。このような対策を企画・調整する課として当課は存在している。(県)

Q23 流域対策の記述の中で“懸念や課題がある。”等の記述があるが、提言書をまとめる議論をしたのは5年前である。5年間で国の方針・事業・計画、自治体の取組等が飛躍的に進んでいるはずであり、この5年間の進捗状況を踏まえて計画を作ってもらいたい。(委員)

A23 そのように行っている。(県)

Q24 支川や、支川の更に支川の河川改修・流域対策の検討について、どうするのか？ 今回の整備計画で考えているのか？(委員)

A24 支川の河川改修、流域対策の両方を記載する。流域対策のみでは効果が足りないということを市も認識している。(県)

3 流域連携ほか

田村委員より、「意見書」(資料2)について、提案があった。
※その他の意見書については、前記2(各対策の検討状況)及び本項に含めて意見交換した。

(主な意見等)

Q1 具体的に動く必要もあると考えており、生瀬上流の護岸整備についても、6月頃までにワークショップを実施してみたいと考えている。人博、地元、県も入っていただき協力をお願いしたいと考えている。(委員)

A1 青葉台の自治会長から視察に関する抗議の電話があった。河川改修計画を立てているところであり、地域に全体計画を説明する前に、ワークショップを実施するのは容易ではない。(県)

・本来なら予算計上する前に地元説明すべきであるが、説明していないことが問題である。それは参画と協働の地域づくりではない。(委員)

Q2 河川の話は地先の関係者の協力だけの問題ではない。河川をどのように改修するのか、住民の意見を聞いて知恵を出し合うことこそ参画と協働である。(委員)

A2 地先の関係者の同意を得られなければ前進しない。(県)

・工事の計画を説明するのは、住民からの批判を予防するものでなく、住民に河川に対する関心を持ってもらうための機会と捉えるべき。佐用川の災害復旧等による浚渫工事は地元で説明していなかった。環境破壊等の誤解を招く。(委員)

・第91回運営委員会の資料の武庫川峡谷環境調査の進め方P2“H19年度 武庫川峡谷環境調査その3特記仕様書第5条”の業務内容は、別紙1に記載とのことだが、別紙1を見せてほしい。第5条の1“業務内容”について、景観に関する調査、レクリエーションに関する調査、利用状況調査とある。武庫川廃線敷きについては、JR西日本の死亡事故が問題になり、警告看板等が立てられ、レクリエーションということから逸脱している。レクリエーションに関する調査結果について、次回に説明してほしい。JR西日本に廃線敷きの現状を維持するよう意見書を提出したが、今日現在、回答がない。(委員)

Q3 ハイキング道がどうなるかは、ダムを入れるにしても、入れないにしても、重要なことである。情報としては、JRが見直すか聴いているが、抜本的な問題解決にならない。県として、整備計画にどのように位置づけられるのか示してほしい。(委員)

A3 JR西日本から宝塚土木に状況報告があった。廃線敷きを西宮市・宝塚市に譲渡したいが、西宮市・宝塚市は、安全面・維持管理面から難しいと回答している。宝塚市は、使用貸借契約で一定区間を市が管理している。今後は、宝塚市・西宮市・JR西日本の動向を注視しながら、考えていきたい。今すぐに、河川管理者として、施設を引き取ることは難しいが、JR西日本と情報共有していくこととしている。(県)

・ダムがなくても、河川沿いの河川環境として重要である。複線電化の時に、県と旧国鉄との間で、廃線敷きに関して交わしている協定があるはずである。調べて、次回報告してほしい。(委員)

・整備計画は、県の姿勢を県民に示すことができるよう、計画を具現化したものとして提示してほしい。(委員)

4 その他

委員長より、ダム事業の進め方に関して国土交通大臣が発表した資料において、武庫川ダムが建設段階とされていた理由を説明するために県が作成した「武庫川ダム建設事業の位置づけ」(参考資料2)について、情報提供があった。

5 次回運営委員会

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

- ・ 第93回運営委員会 11月30日(月) 13:30~

◆ 第92回運営委員会配付資料

(各対策の検討状況について)

資料1 各対策の検討状況

(委員からの意見書等)

資料2 意見書(田村委員)

資料3 武庫川河川改修事業他について(田村委員)

資料4 意見書(村岡委員)

資料5 国道176号線改良工事に伴う路線計画について(伊藤委員)

資料6 武庫川峡谷の山腹崩壊対策(伊藤委員)

資料7 意見書(伊藤委員)

資料8 参考資料(奥西委員)

資料9 再び ダム建設の是非について(酒井委員)

(参考資料)

- 1 第91回運営委員会の協議状況
- 2 武庫川ダム建設事業の位置づけについて

第93回運営委員会の協議状況

日時 平成21年11月30日(月) 13:30~17:00
場所 アピア1 5階 アピアホール
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、法西、村岡、長峯、岡田、加藤、草薙、佐々木、谷田、田村、土谷、
中川
(河川管理者) 松本、土居、野村、古高、杉浦、長田、長尾、志茂、吹田、岩間、前田、伊藤、平塚
(コンサルタント) 富士川、横江、釜谷

内容(協議結果)

1 河川整備計画(原案)の検討状況について

県より、河川整備計画(原案)の検討状況について、協議調整に時間がかかっており、現時点では、原案提示の時期を明らかに出来ないという説明があった。

流域委員会開催日の事前公表は、傍聴希望者に配慮し、原則として開催日の1ヶ月前とすることを確認し、今回のように、県の協議調整上、やむを得ない場合でも2週間程度以前には公表するよう、要請した。

(主な意見等)

・流域委員会の開催日は、傍聴希望者が出席しやすいように、少なくとも1ヶ月前には予告すべきである。今回は、協議調整上、やむを得ないと判断するが、それでも2週間程度以前には公表してほしい。(委員)

2 既存ダムについて

県から、「既存ダムの活用」(資料1)により、利水専用ダムを治水活用する際の施設管理者の同意についての説明があった。

(主な意見等)

・第92回運営委員会の委員からの質問を受けて、資料1について説明。(県)

Q1 資料に利水ダムを治水活用する際には、河川管理者が施設管理者の同意を得たものに限る、とあるが、県と市の協議でしか治水活用について検討できないことになるのか。委員が直接、市と交渉できないのか。委員の意見はどこで反映することができるのか。神戸市との話し合いは県がしているのだから、委員がこの場で県に意見することが、神戸市と協議するのと同等となるのかどうか明確にしてもらいたい。(委員)

A1 資料に示している下線部分は、河川管理者のみが施設管理者と協議ができることを指しているのではなく、施設管理者の同意を得て河川管理施設にできることを指している。市との協議は法律に縛られずに誰でも出来る。協議ができないのご意見は、誤解ではないか。(県)

・先ほど、委員が指摘したことは、神戸市の了承を得られず既存ダムの活用ができない状態で原案が作成されるとしたら、県が既存ダムの活用について市と協議する際に、既存ダム活用が可能な根拠や条件等をどれだけ示したのかという交渉内容を明確にしておいた方が良くということである。(委員)

・これまで、この場でデータ等の提示を求めているが、どのような根拠やデータを神戸市に示して協議して、答えが出ているのかどうか分からない。数年前の有収率がどうなのか、それが合理的な値なのか検討することによって治水容量が生み出せないかと考えている。以前に一度、水道事業者に集まってもらったが、そのとき以来、直接データをもたらしたことが無い。委員の意見が、採用されるレベルにあるのかどうかを確認するには、どうしたらよいかという観点から、市と協議ができないのかと質問をした。結局、我々の意見は反映されないことになってしまうのではないかと懸念している。(委員)

Q2 武庫川流域委員会では流域住民の意見を聞く目的でリバーミーティング等を開催してきた。治水活用の対象となっているダムに関係のある水道の受水者は、武庫川流域以外の人ほとんどである。その人たちの意見を聞く必要があるのではないかと。こういう場合は、流域という概念を変えた方が良くはないか。

(委員)

A2 委員の言われるとおり。神戸市の場合は、流域住民のことだけを考えているのではない。(県)

- ・受水者ならば、流域住民と同じく、意見をいう機会があっても良いのではない。(委員)
- ・受水者の意見を聞くというのは、少し考えがずれていると思う。千叡ダムは治水活用をすることにより水道供給に支障が生じてはいけませんが、千叡ダムの水を給水しているところにダイレクトにリスクを与えるということではない。だから、我々は水の融通の話をしているのであって、神戸市全体あるいは広域的なエリア全体で水の融通ができるかといっている。そのエリアだけで意見を聞く必要はないと思う。(委員)
- ・給水エリアの人の意見を聞く場があっても良いのではない。(委員)
- ・エリア内に限定されたものではないし、広域的な融通を考えている。ある意味、供給者責任の話であるから、給水エリアの人に意見を聞くことは、本質的な問題と違う受け取り方をされて、むしろ誤解を与えるだけである。(委員)
- ・青野ダムは武庫川流域内だけでなく流域外にも水を供給している。昨年、青野ダムの事前放流の実施にあたっては、住民への説明はしていないが、流域内だけではなく、青野ダムに関連している市には事前に説明している。当然、流域外の住民も無関係ではない。利水は、流域以外にまたがっているのは事実なので、市民の意見を聞く必要があるかどうかは議論してもらってもよいと思うが、意見を聞く際には、関係市への説明及び了解も必要である。(県)

・武庫川流域の水を流域外の人を使うことに反対しているのではない。利水ダムで水需給を整理したら、あるいは合理的な水融通システムを導入すれば余分な水が出るだろうと思う。その余分な容量を治水へ活用することを前提にして話をしている。大阪府では水道全体を見直して供給量を減少させた。千叡ダムを対象にしてそういう水需給の見直しをやっているのかどうかが見えてこないの、そうしたことを整理する意味で、有収率とか負荷率についての話をしている。その前提として、このようなことが県と水道関係者の間で話ができている、この場で聞かせていただけるような結果になっているのかどうかの問題である。(委員)

Q3 原案が出来てから時間をかけて説明するようなことがないように合理的に進めるべきである。委員の指摘内容は県としてデータを整理しているのか。(委員)

・合理的な水需給システムの検討をしているのか。水の融通性について具体的にどう考えているのか分からない。(委員)

A3 ダムだけの評価ではなく、範囲を広げてチェックしている。指摘に対して忠実に確認をしているが、見ていただけないので齟齬があるのかと思う。有収率の関係については、配管の老朽化等で100%水が供給出来ていないのが現状である。100%供給出来る技術基準があれば採用できると思うが、そのことについては検討していない。(県)

- ・有収率については、この数十年間全国的に値が同じである。漏水だけでなく消火用水等も含まれると思うが、この数値についての説明がない。(委員)
- ・有収率を向上する検討は行っていない。向上するための方法が想定できない。(県)
- ・有収率を100%にすることも必要だがそれだけを言っているのではない。(委員)
- ・整備計画原案が出た時の審議の進め方を検討しなければならない。委員会の提言と整備計画の内容が異なるのであれば、その根拠の開示を求めることになる。水の融通や需給に支障があるから治水活用できないと市が言った時に、委員が納得できるような判断基準を説明してもらう必要がある。それでなければ審議は進まない。(委員)

・関心は千叡ダムを利水から治水に転換することにある。これまでの説明では、改造等の話があったのに管理者である神戸市の同意を得るのが困難、したがって、河川整備計画を作成するにあたり、確定的な検討が出来ない、というニュアンスに受け取られるがそうではないのか。(委員)

・千叡ダムを中心とした水道用水のデータが過去のどの運営委員会で提出されたのか教えて欲しい。それを以って再度検討させていただく。(委員)

・代替策が可能かどうか、がポイントである。最大のポイントは、水道事業に対する影響があるかどうかである。水需給バランスや融通が重要となる。また、技術的・費用的に可能であるかということである。(委員)

3 武庫川峡谷環境調査について

県より、「戦略的環境アセスメント」（資料2）、「武庫川峡谷環境調査」（資料3）、「福知山線の沿革」（資料4）について説明があった。

- ① 戦略的環境アセスメントについては、正式な手続きとしては実施していないが、流域委員会の提言—基本方針の検討と策定—整備計画の策定へ向けて委員会と県が重ねてきたプロセスは、実態として戦略的環境アセスメントに近いものであり、そのプロセスを尊重して流域委員会の審議につなげていくことを確認した。
- ② 武庫川峡谷環境調査については、整備計画の審議をスムーズに進めるためにも、調査の仕様書を全て提示し、調査内容を明らかにするよう委員会から要請があった。

（主な意見等）

(1) 戦略的環境アセスメント

- ・第92回運営委員会の委員からの意見を受けて、資料2について説明。（県）
 - ・戦略的環境アセスは政策段階・計画段階のアセスであり、現在行っている環境調査は戦略的アセスではなく事業アセスにあたるものである。即ち政策段階は基本方針、計画段階は河川整備計画である。戦略的アセスは事業アセスより前の段階で実施するものであるが、県は事業アセスを先行してしまっている。事業アセスの前に整備計画段階で戦略的アセスを実施すべきだ。その上でダム建設以外の計画も検討して、ダムの必要性を検討すべきものだ。埼玉県戦略的環境影響評価実施要項は参考になると思う。河川整備計画の立場からどういうアセスが必要か再検討してもらいたい。（委員）
 - ・国では戦略的アセスの制度が出来ているが、県は検討中の段階である。県で制度が出来れば制度に従い戦略的アセスを行うと以前説明している。峡谷環境調査については、過去の流域委員会で新規ダムによる環境影響の判断材料がないため妥当性が判断できないという指摘を受けて調査・検討を行っているものである。事業アセスについては、平成12年に実施した概要書の手続が前半部分で、仮に新規ダムが整備計画に位置づけられて進めていこうということになれば準備書の手続に入り、それが事業アセスの後半部分になる。（県）
 - ・環境調査の実施を否定しているのではない。ダムの必要性を検討した結果、ダムが必要という結論となった上で実施するのが事業アセス。事業アセスを戦略的アセスより前にやっていることがどうかということだ。戦略的アセスをやるという姿勢がないのではないか。整備計画の中ではそういう姿勢で議論をしたいと思っている。戦略的アセスをやれば、洪水調整施設の効果量910 m³/sの配分も変わるのではないか。（委員）
 - ・武庫川の環境調査は戦略的アセスの段階で実施していると理解している。県で戦略的アセスが制度化されていけば、新規ダムはうまくタイミングに乗っていたかもしれない。ちょうど良い機会だったと思うので残念である。整備計画が出る前の段階で、環境調査の結果をオープンに議論されるならば、戦略的アセスまでいかなくても、それに近いことは出来たのではないか。整備計画がもう出てくる段階に至っては仕方がないが、県が環境調査を戦略的アセスとして利用しようとは思わなかったということである。（委員）
- Q1 環境省と国交省のガイドラインが出ているが、両者の考え方は摺り合っているのか。（委員）
- A1 環境省のガイドラインを踏まえて、関係省庁で所管の事業についてガイドラインを作ってもらっている。各省の連携は取れているはずである。（県）
- ・これまでは事後評価、中間評価が中心であったが、事業前の事前評価を実施する流れになってきている。環境アセスの議論は、事前か事後かだけでなく、計画段階でも河川なら基本方針、整備計画、実施計画という段階がある。どの段階でアセスをやったらいいのという部分の摺り合わせが出来ていないと思う。私のイメージでは、戦略的環境アセスは基本方針で基本高水を決めて、どういう政策手段に分けていくかという時に実施すべきと思う。今回は県で制度化されていないため間に合わなかったということだが、この3年間で議論のタイミングがあったと思う。ガイドラインがない段階でもトライしてもよかったと思うので残念である。（委員）
 - ・環境省の戦略的アセスのガイドラインには参考資料として、動物植物生態系の中にラムサール条約に基づく登録簿に指定された湿地等と記載されている。ラムサール条約の中では水田も湿地に含まれている。水田に対して環境対策として検討すべきではないかと思う。（委員）
 - ・委員会が設置されて、ゼロベースから議論が始まったので、確かに手続きとしては戦略的アセスではないが、

ポジティブに捉えればプロセスとしては近いことをやってきているのではないかと思う。ノーアクションも含めて政策手段として武庫川流域にとって何が適切なかを議論することは少なくともやってきた。それが提言書から、基本方針、整備計画へと続くプロセスだと思う。戦略的アセスではないと言われると、そうあるべくプロセスを重ねてきたのではないかと言いたい。ノーアクションを含めた選択肢を議論してきたプロセスであり、そのプロセスを最後まで全うしませんかと前向きに申し上げて、整備計画原案の委員会審議に繋げたい。

(委員)

・この3年間のプロセスが重要であり、その中で実態的には戦略的アセスとしての検討を重ねてきた。その結果として出された原案を検証するのが流域委員会の場であるため、その検証に耐えうるような説明及び、その説明を裏付ける資料提供が行われなければならない。(委員)

(2) 武庫川峡谷環境調査

・第92回運営委員会の委員からの意見を受けて、資料-3について説明。(県)

Q1 環境調査の仕様書はこれで全部か。(委員)

A1 環境創造協会の仕様書は全て出している。(県)

Q2 前回の委員会の指摘は、調査内容を全て明らかにしてもらいたいという意図ではないのか。(委員)

A2 前回の委員会資料の詳細を知りたいという委員からの要望を受けて今回の仕様書を提示している。(県)

・何を求めているのか意を汲んでほしい。調査結果の議論は原案提示後としているが、調査内容の全貌は明らかにしてほしい。まだ出していない仕様書があるというなら提示したほうが、後の審議のことを考えると有効ではないかということは申し上げておく。(委員)

・レクリエーションに関する調査結果の利用の種別と延べ人数において、渓谷の利用の主目的はハイキングなのに除いている。利用者数とあまりにも乖離があり、一見利用者数が少ない印象を受ける。散歩とハイキングの違いは何か。写真撮影・景観眺望・休憩はハイキングに含まれるのではないか。項目分けを再検討して作成してもらいたい。(委員)

・移動する利用者の利用目的を判断するのは難しいため、この調査では利用者が足を止めて一定時間を過ごす行為に着目して調査を行い、移動そのものが利用目的であるハイキングは対象外としている。(県)

・ハイキングを除くのがおかしいのではないか。最後にハイキングが最も支配的と記述がある。意図的に少ない利用者数にしているように見える。(委員)

・この調査は利用傾向を示しているのではないかと思うので、これでいいのではないか。(委員)

・環境調査の位置づけを踏まえて議論しないといけないので、この内容だけを取り上げて議論はできないし、する場でもない。原案が出てくるまでに内容を磨いておいてもらいたい。(委員)

(3) 福知山線の沿革

・前回の運営委員会での要請により調査したが、県と旧国鉄との間で交わした福知山線廃線敷きに関する協定書等の文書は、なかった。廃線敷きに関する区間の複線電化は、昭和61年に開業しており、昭和62年に民営化される前の国鉄に対しては、当時、県は要望する立場に過ぎなかった。(県)

4 流域連携について

県より、流域連携について、主体は、住民・NPO等であり、行政はそれをサポートする立場であるという考え方が示された。

委員会としては、県の考えに具体性がなく積極的な姿勢が乏しいことから、他河川の事例を参考にし、武庫川では具体的に何をすべきかという課題整理をしたうえで、河川整備計画原案を作成するよう要請した。

(主な意見等)

・活動の主体は、地域住民、NPO、企業であり、行政はそれをサポートする立場である。川づくりの活動主体の基本は、住民一人ひとりであると考え。行政は、これを支援するため、これまでにも、イベントの開

催、アドプト事業、広報誌やホームページによる広報などで、情報提供などに努めてきた。(県)

- ・河川整備計画の実施状況のフォローアップに関しては、行政と住民のパートナーシップにおいて新たな住民組織をつくること、事業の進捗状況に応じて生じる諸課題に対して議論できる体制をつくること、という減災対策検討会における二つの意見を踏まえて検討しようと考えている。(県)

Q1 阪神北県民局の地域ビジョン委員会に、水や環境のグループがある。そこで情報交換した時に、武庫川での計画づくりのことなどについて、認識されていないことがわかった。市民活動に対する県のフォローがされていない。もう少し、県としてやるべきことがあるのではないかと思うが、県の考えはいかがか？(委員)

A2 情報の発信については、今後、行うべきことがあると思う。(県)

- ・流域連携はあくまで住民が主体であり、県はサポート役であるということを本当に整備計画原案に記載するのか。サポートするというが、具体的に何をするのか？ 原案が公表された時にも具体的内容がないようであれば困るので、県職員が研修するためのワークショップを早急に開くべきだ。(委員)

Q2 例えば、我々が主体となって、流域連携や川づくりについてフォーラムを開催する時に、県はどの程度のサポートをしてくれるのか？(委員)

A2 具体的内容を聴かせていただいた上での話になるが、PRしていこうという思いは県も同じなので、参加してPRしていこうという気持ちである。東園田地区から武庫川のことで出席を依頼された時には資料を作成し、パネリストとして説明をした。県は、NPO等の活動を紹介するツールを持っているので、そういう支援も行っている。(県)

- ・加古川流域で流域連携として県民局が何をやっているか知っているのか？ 県内でも他の河川流域で県は多様な流域連携活動に積極的に取り組んでいる。県は、河川に関して県民局が行っている施策を全て調べて、その実態を提示して考え直してほしい。(委員)

Q3 シンポジウムを行った時に県に助成金を申請したが、レベルの違う団体に助成され、もらうべき団体にまわってこないこともあった。(委員)

A3 県の助成金を、平等な立場で利用してほしい。他の機関による各種助成金も受けるようにしてほしい。県は、特定団体に助成金を出すことは出来ない。(県)

Q4 裏付けなしに助成金を出すことができないからこそ、流域連携におけるパートナーを河川整備計画に位置づけるべきである。千種川では、千種川圏域清流づくり委員会をパートナーと定めて、県が援助している。武庫川で、どうしてできないのか？(委員)

A4 千種川では、立ち上げ当初から県が支援しているが、未だ自立できていない。自立できないのは、行政の支援があるからではないか。武庫川では、当初から自立して行ってほしいと考えている。(県)

- ・住民運動の自立と県の援助は相反するものではない。情報共有や話し合いができる、ということが重要であると思う。勝手にやってくれ、という姿勢は問題である。行政が住民と一緒に考えてやりましょうという姿勢が、県には不足しているのではないか。(委員)

Q5 意見書(資料7)に示しているように、流域連携にはさまざまな分野があり、全てを実施することは難しくても、出来ることから県、市、住民が連携してやっていく必要があると思うが、県の考えはいかがか？(委員)

A5 減災対策の中で、武庫川の治水面でのリスクを示していくことを、連携のきっかけにしたい。流域連携を進めることについて、県と委員は同じ方向を向いていると思うが、補助金の支出における確執が問題となっているような気がしている。(県)

A5 全て手弁当というものなのかどうか。(委員)

A5 補助金は無理だとしても、資料づくりなどは分担できる部分があると思う。(県)

A5 流域連携は補助金の話ではない。流域連携という大きな枠組みの中で、資金をどうするかということは課題であることは事実であるが、それが全てではない。流域連携という大きな枠組みを考えて欲しい。県はそこを理解できていない。流域連携の勉強会を実施した方が良いと思う。(委員)

- ・三田のルネッサンス懇談会を阪神北県民局が行っているが、それらの活動団体の間をとりもってやっていこうという発想はないのか。(委員)

- ・県スタッフが全員参加できる日程を調整して 12 月中に有志で勉強会をやってはどうか。県が、県行政と流域諸団体とが関係した川に関する施策について調べたものをネタにする。(委員)
- ・河川整備計画原案を作ったら、それを実行していく過程で、住民の協力がなくて進められないと思う。そこで、県は、住民と協力するプロセスをリストアップする作業をして、それを原案の中に書いてもらいたい。ある団体があって、そこと県が連携するかどうかという議論に聞こえたが、ある時期までは育成する期間も必要であり、独立してもらう時期等も含めて、タイムスケジュール案も作成していただいて、そのうえで、それが妥当なのかどうか、もう少し手直しが必要なのか、という議論をしていけばよいのではないかと。他の河川での事例は参考にはなるかもしれないが、武庫川という流域連携のイメージで、課題やテーマを整理すべきではないかと。(委員)
- ・政策として、河川整備計画作成においては住民意見を取り入れること、と河川法 16 条にあるのだから、ギクシャクした関係ではいけない。(委員)
- ・県に積極的な姿勢がないのなら、勉強会は行わない。他河川の事例を参考に、武庫川では具体的に何をすべきかという課題整理をして原案を作成してもらいたい。(委員)

5 その他

岡田委員より、「意見書」(資料5)により、第90回、第91回運営委員会において、県から提示された既存ダムに関する諸容量等に対して、その統計処理方法等について、提案があり、遊水地に関する「意見書」(資料6)とともに、河川整備計画原案づくりの参考とするよう要請した。

- ・平成6年などの渇水対策として、武庫川流域の各市で、どのような給水制限を何日程度行ったかなどのデータを、今後示して欲しい。(委員)

6 次回運営委員会

次回運営委員会の日程について以下のとおり決定した。

- ・第94回運営委員会 1月19日(火) 13:30~

◆ 第93回運営委員会配付資料

(既存ダムについて)

資料1 既存ダムの活用について

(武庫川峡谷環境調査について)

資料2 戦略的環境アセスメントについて

資料3 武庫川峡谷環境調査について

資料4 福知山線の沿革

(委員からの意見書等)

資料5 意見書(岡田委員)

資料6 意見書(伊藤委員)

資料7 意見書(田村委員)

(参考資料)

- 1 第92回運営委員会の協議状況